

町田市災害廃棄物処理計画

2025年1月修正

町田市

目次

第1章 総則

第1節 計画策定の基本的な考え方	6
1 計画策定の背景及び目的	6
2 計画の位置づけ	8
3 処理主体	9
4 処理の基本方針	9
5 計画の見直し	10
第2節 対象とする災害及び災害廃棄物	10
1 対象とする災害と被害想定	10
(1)対象とする災害	10
(2)被害想定	11
(3)想定地震における災害廃棄物の発生量	12
2 対象とする災害廃棄物の種類	14

第2章 組織及び協力支援体制

第1節 体制と関係機関等との連携	15
1 組織体制・指揮命令系統	15
(1)災害対策本部	15
(2)災害廃棄物処理体制	16
(3)局面ごとの対応事項と所管部署	18
2 情報収集・連絡	22
(1)情報収集事項	22
(2)情報収集方法	23
3 協力・支援（受援）体制	24
(1)多摩ニュータウン環境組合との協力支援体制	24
(2)東京たま広域資源循環組合との協力支援体制	24
(3)国、都、近隣市区町村等との協力支援体制	24
(4)自衛隊、警察、消防等との協力支援体制	25
(5)民間事業者等との連携	26
4 職員への教育訓練	26
第2節 市民等への広報・啓発	27
1 市民への広報・啓発	27
2 ボランティアへの啓発	28

第3章 災害廃棄物処理

第1節 一般廃棄物処理施設等	29
1 一般廃棄物処理施設	29
2 一般廃棄物処理施設等の処理可能量と災害廃棄物量	29
(1) 焼却施設の処理可能量	29
(2) し尿施設の処理可能量	30
(3) 最終処分場の処理可能量	30
3 収集・運搬車両	30
第2節 災害廃棄物の処理	31
1 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ	31
(1) 片付けごみ	31
(2) 解体廃棄物等	33
2 仮置場（災害統括班、企画班、清掃総務班、生活環境班、資源循環班、清掃収集班、道路班、公園管理班、衛生班）	35
(1) 仮置場の機能	35
(2) 仮置場の種類	35
(3) 仮置場の必要面積	36
(4) 仮置場の選定・設置（企画班、清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、道路班、災害統括班）	36
(5) 仮置場のレイアウト	40
(6) 仮置場の管理・運営（清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、生活環境班、道路班、公園管理班、衛生班）	45
(7) 仮置場の返還（清掃総務班、資源循環班、道路班、生活環境班）	45
3 収集・運搬（清掃収集班、道路班、資源循環班、清掃総務班）	45
4 仮設中間処理施設（資源循環班）	46
5 分別・処理・再資源化（資源循環班、道路班）	46
6 適正処理が困難な廃棄物の処理	47
(1) 腐敗性廃棄物（資源循環班）	47
(2) 廃家電（資源循環班）	47
(3) 廃自動車（資源循環班）	47
(4) 有害廃棄物・処理困難な廃棄物（資源循環班、生活環境班）	48
(5) 太陽光パネル	50
(6) 思い出の品等（生活環境班）	50
7 環境保全対策（資源循環班、道路班、生活環境班、衛生班）	51
8 被災家屋の解体・撤去（被害調査班、住宅都市復興班、道路班、清掃総務班）	53
9 広域的な処理・処分（災害統括班、清掃総務班）	54
10 処理スケジュール	54
第3節 生活ごみ・避難施設から排出されるごみの処理	56
1 生活ごみ（清掃収集班）	56

(1) 被害状況把握	56
(2) 収集運搬体制	56
2 避難施設から排出されるごみ（清掃収集班）	56
(1) 発生量	56
(2) 分別・排出	57
(3) 収集運搬体制	57
(4) 避難施設から排出されるごみの種類	57
第4節 仮設トイレ・し尿の処理	58
1 し尿収集必要量と仮設トイレ必要基数（下水道応急復旧班）	58
2 仮設トイレの設置（福祉班、下水道応急復旧班）	59
(1) 避難施設	59
(2) 避難施設以外	59
(3) 仮設トイレの設置における留意事項	59
(4) 仮設トイレが不足する場合	61
3 し尿収集運搬体制（下水道応急復旧班）	61
4 し尿の搬入先（資源循環班、下水道応急復旧班）	61

第4章 災害廃棄物処理実行計画等

第1節 災害廃棄物処理実行計画の策定	62
1 計画策定の目的と位置づけ	62
2 計画の体系	62
3 計画の見直し	62
第2節 災害廃棄物処理事業費	62
第3節 事務の委託及び事務の代替	63

第1章 総則

第1節 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景及び目的

2011年3月に発生した東日本大震災による災害、2016年4月に発生した熊本地震、さらに2024年1月に発生した能登半島地震などでは、被災が広い範囲に及び、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が大きく、廃棄物も大量に発生しました。

これら大きな災害からの復興を進めていくためには、水害及び震災の教訓を十分に活かし、市民が安心して暮らせる災害に強い地域社会の形成が不可欠です。

国においても、これらの災害による大量の災害廃棄物の発生を鑑み、災害廃棄物対策指針の改定を行うなど、災害廃棄物の処理に関する対策を進めています。

町田市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、大規模災害時に大量に発生するがれき等の迅速・適切な処理と市域全体の迅速な復旧・復興を目的とし、大規模災害の発生に備え、平常時の災害予防対策と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

表 1-1 大規模災害時の災害廃棄物の発生量

災害名	発生年月	災害廃棄物量	処理期間
阪神・淡路大震災	1995年1月	1500万トン	約3年
新潟県中越地震	2004年10月	60万トン	約3年
東日本大震災	2011年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	約3年 (福島県を除く)
伊豆大島豪雨災害	2013年10月	23万トン	約1年
広島県土砂災害	2014年8月	52万トン	約1.5年
関東・東北豪雨 (常総市)	2015年9月	5万2千トン	約1年
熊本地震 (熊本県)	2016年4月	311万トン	約2年
平成30年7月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県)	2018年7月	189万トン※	約2年
令和元年台風19号 (長野県)	2019年10月	26万6千トン	約2年
能登半島地震	2024年1月	—	—

※被災3県（岡山県、広島県、愛媛県）公表値の合計

町田市

- ・人口 430,685 人(2023 年 10 月 1 日現在) ※1
- ・世帯数 206,896 世帯 ※2
- ・面積 71.55km²

町田市は東京都の多摩地域南部にある市であり、都心から南西 30～40 kmの東京都の南西端に位置し、半島状に神奈川県と境を接している。本市は、多摩丘陵の南西部と相模原台地の境界に位置しており、北部から東部にかけて多摩丘陵、南西部から南部にかけて相模原台地が分布している。

※1、※2 町田市住民基本台帳による

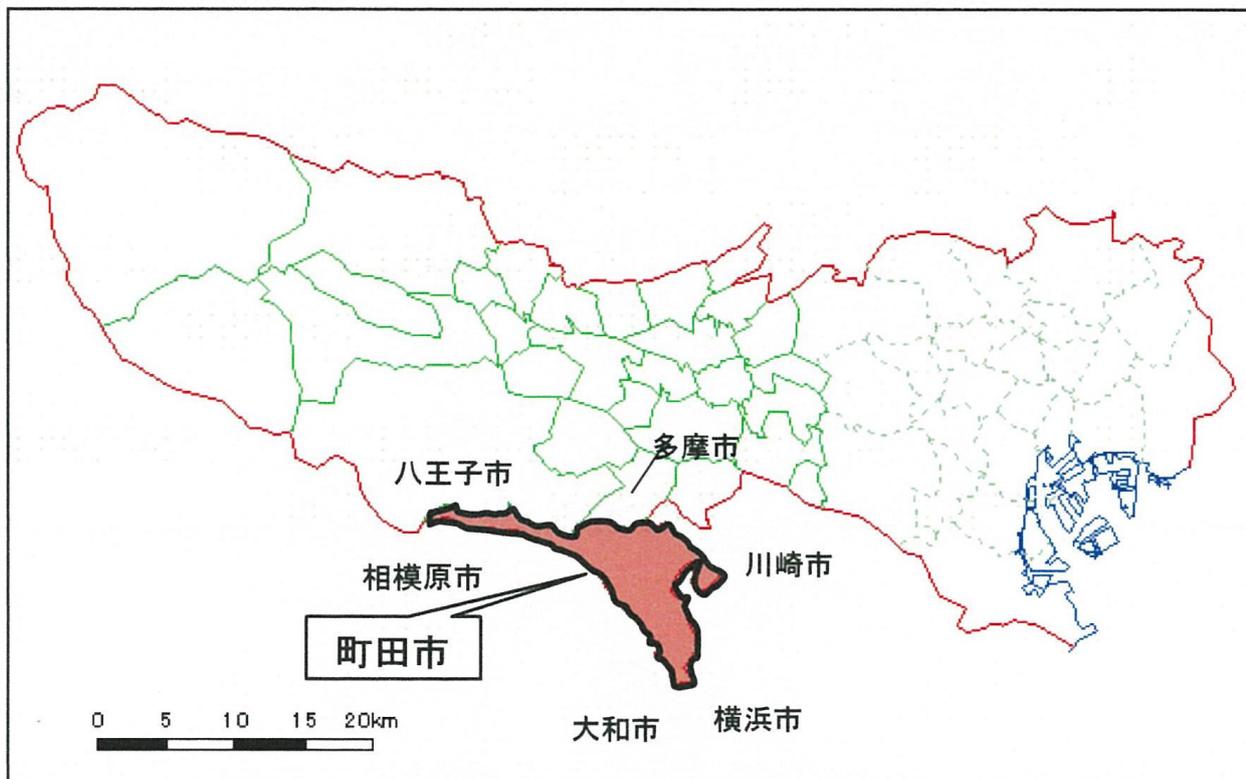
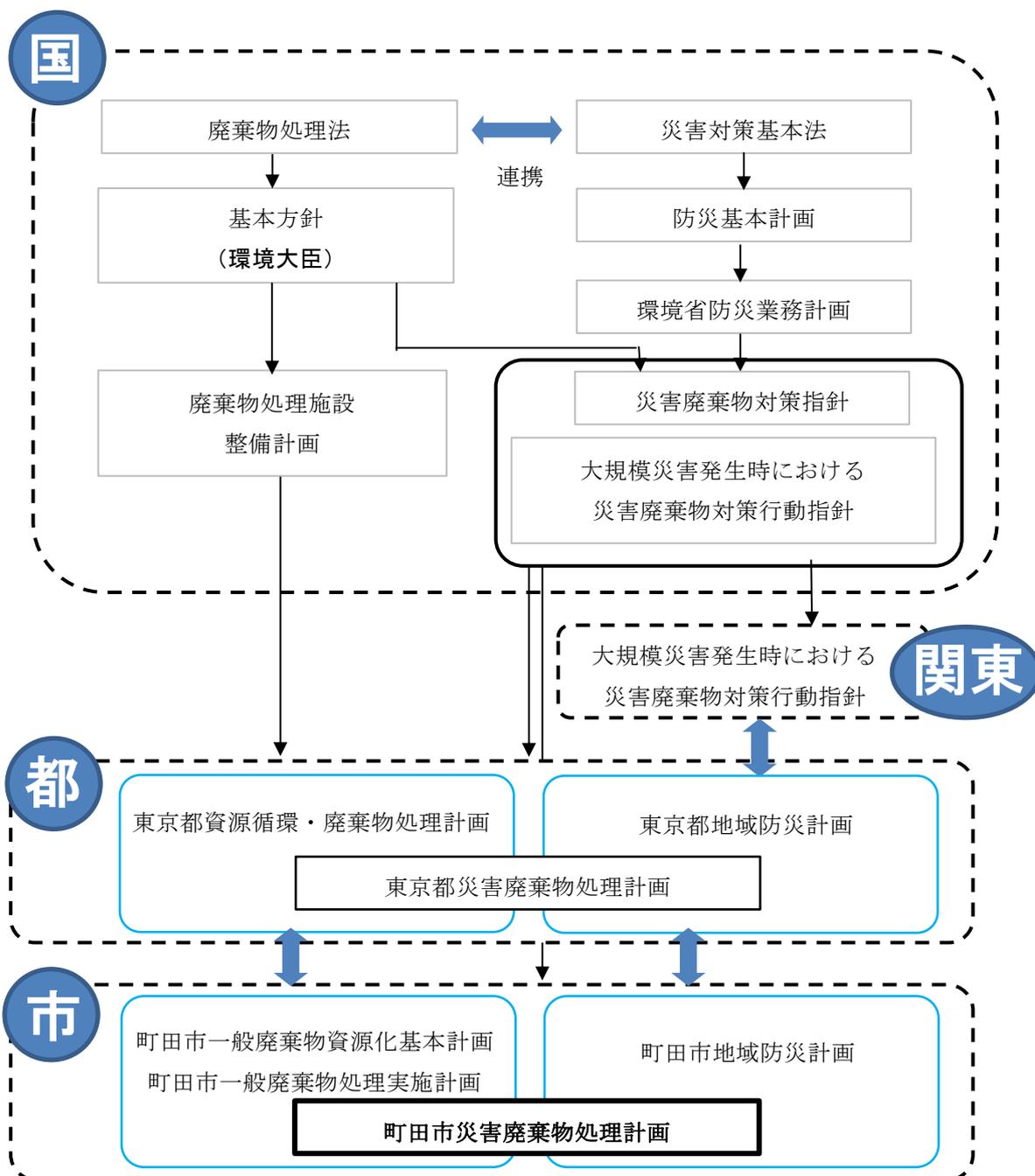


図 1-1 本市の位置

2 計画の位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な役割を示すものであり、環境省の定める災害廃棄物対策指針（2018年3月改定）に基づき策定し、東京都災害廃棄物処理計画（2023年9月改定）及び町田市地域防災計画（2023年度修正）と整合を図ります。



参考：東京都災害廃棄物処理計画から作成

図 1-2 本計画の位置付け

3 処理主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970年法律第137号）において、災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、処理の主体は市となります。災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、市で処理することが困難な場合は、近隣市区町村等及び民間事業者からの支援、事務委託等により東京都や国の支援を受けながら処理を行います。

4 処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとします。

基本方針1 迅速な処理

- ・災害廃棄物の適正な処理体制を確保し時々刻々変化する状況に迅速に対応することで、市民の生活環境を保全し、地域の早期復興を図ります。
- ・発災から概ね3年間以内の処理を目指します。

基本方針2 計画的な処理

- ・一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し、計画的に処理します。
- ・本市による処理が困難な場合は、東京都や近隣市区町村等と連携して処理を行います。

基本方針3 衛生的な処理

- ・腐敗性廃棄物は、悪臭や害虫の発生等を考慮し、生活衛生の確保を最重要事項として対応します。
- ・生ごみやし尿については、速やかに分別収集し、優先的に焼却処分を行います。

基本方針4 環境に配慮した処理

- ・混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正な処理を行います。
- ・特に不法投棄及び野焼きの防止には十分留意します。

基本方針5 リサイクルの推進

- ・多量に発生する災害廃棄物の分別を徹底し、リサイクルを推進します。

基本方針6 安全な作業の確保

- ・発災時の清掃業務は、発生量や廃棄物の組成、危険物の混入等が考えられることから、作業に従事する市民・民間事業者・ボランティア、市職員等の安全確保に努めます。

5 計画の見直し

本計画は、地域防災計画や被害想定などの前提条件に変更があった場合、他自治体の災害の検証結果や職員の教育訓練等で問題や課題が明確になった場合、新たな処理施設が稼働した場合など、必要に応じて見直し実効性を高めていきます。

第2節 対象とする災害及び災害廃棄物

1 対象とする災害と被害想定

(1) 対象とする災害

町田市地域防災計画では、表 1-2 に示した 4 つの地震パターンが想定されています。各地震の概要は表に示したとおりです。本計画では、町田市地域防災計画に基づき、本市に与える被害が大きく、かつ今後 30 年以内に発生する確率が 70% と可能性が高い「多摩東部直下地震」の被害想定を用いて対策を行います。また、気象条件等は、被害が最も大きい「冬の夕方 18 時 風速 8m/秒」を想定します。なお、風水害や火山噴火等に関しては、地震に準じて対策を行うこととします。

表 1-2 想定する地震

項目	内容			
想定地震	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	マグニチュード（以下「M」と表記する。）7.3		M8クラス	M7.4
震源	東京都 23 区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
震源の深さ	約 49 km	約 45 km	約 11 km	約 17 km
発生確率	今後 30 年以内 70% （南関東地域における M7 クラスの確率）		今後 30 年以内 0~6% （180 年から 590 年 の発生間隔）	今後 30 年以内 0.5~2%

出典：町田市地域防災計画

(2) 被害想定

多摩東部直下地震の被害想定を以下に示します。

①建物被害

表 1-3 建物の被災数

建物区分		棟数 (棟)	
揺れによる 被害棟数	木造	全壊 (A)	1,381
		半壊 (B)	6,073
	非木造	全壊 (C)	337
		半壊 (D)	1,127
	全壊棟数 [A+C]		1,718
	半壊棟数 [B+D]		7,829
	小計(E) [A+B+C+D]		9,547
焼失棟数(F)		2,655	
合計 [E+F]		12,202	

※「町田市地域防災計画」及び「首都直下地震等による東京の被害想定」(2022.5 東京都)の数値を引用。

②想定避難者数

予想される避難者数は、下記の通りです。

表 1-4 想定避難者数

発災後	避難者数	避難所避難者数	避難所外避難者数
1日後	32,769	27,853	4,915
4日～1週間後	58,411	38,941	19,470
1ヶ月後	31,366	9,410	21,956

出典：町田市地域防災計画

③上下水道の被害

予想される上下水道の被害は、表 1-5 のとおりです。

表 1-5 上下水道の被害

種類	支障率 (%)
上水道 (断水率)	17.9
下水道 (管きょ被害率)	4.9

出典：町田市地域防災計画

(3) 想定地震における災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の推計式は、災害の規模や対象とする廃棄物、災害の種類に応じて、適当な推計式を用いる。多摩東部直下地震における町田市の災害廃棄物の発生量は、表 1-6～1-9 に示したとおりです。

表 1-6 推計式の種類とその適用範囲

種類	地震災害（揺れ）	地震災害（津波）	水害	土砂災害
災害廃棄物全体量	推計式【1】			
片付けごみ発生量	推計式【2】			

出典：東京都災害廃棄物処理計画

①推計式【1】：災害廃棄物全体量 $Y=Y1+Y2$

Y1：建物解体に伴い発生する災害廃棄物量

Y2：建物解体以外に発生する災害廃棄物発生量

※Y2については、状況に応じて、推計式2を活用することを検討する。

表 1-7 Y1：建物解体に伴い発生する災害廃棄物量

区分	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	全壊建物 解体率	半壊建物解 体率	災害廃棄物発 生原単位 (t/棟)	災害廃棄物発生量 (t)
	①	②	③	④	⑤	$Y1 = (① \times ③ \times ⑤) + (② \times ④ \times ⑤)$
建物解体に伴い発生 する災害廃棄物	1,718	7,829	0.75	0.25	105.14	341,237

※災害廃棄物発生量原単位は、東京都災害廃棄物処理計画をもとに町田市の数値を算出

表 1-8 Y2：建物解体以外に発生する災害廃棄物発生量

区分	全壊棟数 (棟)	片付けごみ及び公物等量 発生原単位（地震・ゆれ） (t/棟)	災害廃棄物発生量 (t)
	⑥	⑦	$Y2 = ⑥ \times ⑦$
建物解体以外に発生する 災害廃棄物量	1,718	53.5	91,900

①推計式【2】

発災初動期に当面必要となる仮置場面積を求めるための片付けごみ発生量の推計は、住家・非住家の被害棟数の合計に、片付けごみ発生原単位を乗じることで算出できる。

表 1-9 片付けごみ発生量

区分	全壊棟数 (棟) ①	半壊棟数 (棟) ②	片付けごみ発生原単位 (地震・揺れ) (t/棟) ③	災害廃棄物発生量 (t) (①+②) × ③
片付けごみ発生量	1,718	7,829	2.5	23,868

表 1-10 災害廃棄物の発生量【種類別】

コンクリート がら (t)	木くず (t)	金属くず (t)	その他 (可燃) (t)	その他 (不燃) (t)	合計 (t)
318,321	41,939	13,063	6,875	52,939	433,137

※推計式【1】による災害廃棄物発生量をもとに算定。

※種類別発生量は、東京都災害廃棄物処理計画に記載の多摩東部直下地震における多摩地域での災害廃棄物発生量から算出した種類組成の割合で按分して算定。

2 対象とする災害廃棄物の種類

本計画において対象とする災害廃棄物は表 1-11 の太枠内のとおりです。

表 1-11 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害時に発生する廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ） ・損壊家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物） ・避難施設等の仮設トイレからのし尿 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・その他、災害に起因する廃棄物
	避難所ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。） ・避難施設等で排出される生活ごみ（避難所ごみ）
	生活ごみ、尿	・家庭から排出される生活ごみ及びし尿
	事業系一般廃棄物	・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		・廃棄物処理法第 2 条第 4 項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

参考：東京都災害廃棄物処理計画から作成

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難施設から排出されるごみは、災害廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

第2章 組織及び協力支援体制

第1節 体制と関係機関等との連携

1 組織体制・指揮命令系統

(1) 災害対策本部

本市で災害が発生したとき及び発生のおそれがあるときに設置される町田市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）は町田市地域防災計画に定めるとおりです。

町田市防災会議			活動組織		
町田市災害対策本部			対策部	班	
本部長	副本部長	本部員			
市長	副市長	政策経営部長 経営改革室長 デジタル戦略室長 広報担当部長	政策経営対策部	企画班 情報システム班 広報広聴班	
		総務部長 議会事務局長	総務対策部	災害統括応援班 情報統括班	
		財務部長	財務対策部	財政班 調達輸送班 市庁舎管理班 施設管理班 被害調査班	
		市民部長	市民対策部	生活支援班 市民班 市民センター班	
		文化スポーツ振興部長	文化スポーツ振興対策部	避難施設応援班	
		地域福祉部長	福祉対策部	福祉班	
		いきいき生活部長 保健所長	健康対策部	救護統括班 保健班 衛生班 高齢者福祉班	
		子ども生活部長	子ども生活対策部	子ども生活班	
		経済観光部長	経済観光対策部	産業班	
		環境資源部長	環境資源対策部	生活環境班 清掃総務班 資源循環班 清掃収集班	
		道路部長	道路対策部	道路班	
		都市づくり部長	都市づくり対策部	住宅都市復興班 住宅供給班 公園管理班	
		下水道部長	下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班 下水道応急復旧班 下水処理場班	
		会計管理者	出納対策部	会計班	
		(教育長)	学校教育部長	学校教育対策部	学校教育班
			生涯学習部長	生涯学習対策部	避難施設・応急給水応援班
		市民病院事務部長	病院対策部	病院管理班 病院医療班	
		防災安全部防災課長	災害統括班		
		消防団長	町田市消防団		
		教育長	町田市立小中学校		
		災害統括部長			
		防災安全部長			

図 2-1 災害対策本部組織図

出典：町田市地域防災計画

(2)災害廃棄物処理体制

災害廃棄物処理は、環境資源対策部が中心となって行います。災害時には、各対策部内で臨時体制を組織するとともに、関連する対策部と連携し、各業務が円滑に遂行できるようにします。

対策部名	班名	所掌事務
災害対策本部付	災害統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関すること ・国、自衛隊、及び都との調整に関すること ・警察署、消防署、消防団等との連絡調整に関すること ・各対策部への情報伝達に関すること ・他の自治体等との相互協力に関すること
政策経営対策部	企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地及び生産緑地等の避難広場、がれき・ごみの仮置場及び応急仮設住宅建設用地等としての利用に関する調整 ・各種支援団体の受入に関すること
財務対策部	被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び宅地の被害調査に関すること ・罹災台帳の作成及び罹災証明書の発行に関すること
福祉対策部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の開設及び運営に関すること ・ボランティアに関すること
健康対策部	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び拡大防止、防疫活動に関すること
環境資源対策部	清掃総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ及び災害廃棄物の収集及び処理に係る総合調整に関すること
	生活環境班	<ul style="list-style-type: none"> ・身元不明遺骨及び遺留品等の引継ぎ及び管理に関すること ・毒物及びアスベスト等の有害化学物質の飛散及び流出防止に関すること
	資源循環班	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃施設の応急復旧に関すること ・災害廃棄物の仮置場の開設運営に関すること ・生活ごみ及び災害廃棄物の処理に関すること
	清掃収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみの収集に関すること ・災害廃棄物の収集体制の確保に関すること ・ごみの分別指導及び周知に関すること

対策部名	班名	所掌事務
道路対策部	道路班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開に関する事 ・重機及び資機材を使った災害活動への応援に関する事 ・応急対策用資機材の調達に関する事 ・がれきその他の障害物の除去に関する事 ・災害廃棄物の仮置場の開設運営に関する事 ・建設業団体等との連絡調整に関する事 ・都市復興に関する事
都市づくり対策部	住宅都市復興班	<ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅等の応急危険度判定の実施に関する事
	公園緑地班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路班への応援に関する事 ・公園緑地等の利用に関する事 ・重機及び資機材を使った災害活動への応援に関する事
下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害状況の把握と広報に関する事
	下水道応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の緊急収集及び運搬に関する事 ・下水道施設及び水路の応急復旧に関する事 ・仮設トイレの設置及び管理に関する事

(3)局面ごとの対応事項と所管部署

※各担当部署の所掌事務の詳細は災害廃棄物処理マニュアルを参照。

※町田市地域防災計画上の活動期とは異なる。

①平常時（発災前）

所掌事務	主な担当班
1 災害廃棄物に関する情報の収集、更新	清掃総務班、 下水道応急復旧班
2 災害廃棄物に関する体制整備、情報共有	関係各班
3 市民等への啓発	清掃総務班、清掃収集班、 生活環境班
4 職員の教育訓練	関係各班
5 協力支援等の体制整備	関係各班
6 仮置場の選定、確保の検討	企画班、清掃総務班、 資源循環班、清掃収集班、 道路班
7 仮置場の開設、運営方法の検討	清掃総務班、資源循環班、 清掃収集班、生活環境班、 道路班、公園管理班、 衛生班
8 廃棄物処理施設の強靱化、資機材備蓄の確保、事業継続計画の策定	災害統括班、清掃総務班、 資源循環班、 下水道応急復旧班

②初動期（発災後～7日程度）

※初動期に着手する業務であり、継続して実施する業務も含んでいる。

所掌事務	主な担当班
1 被災状況に応じた応急対応体制の構築	関係各班
2 被害情報の収集、伝達、記録	関係各班
3 協力支援先、協定先への連絡と支援体制の確立	災害統括班、清掃総務班、 道路班、下水道応急復旧班
4 廃棄物の排出方法、仮置場に関する広報、問い合わせ体制の確保	清掃総務班、資源循環班、 清掃収集班、 下水道総務・応急給水編成班
5 廃棄物処理施設の被災状況の把握と復旧	清掃総務班、資源循環班、 清掃収集班、 下水道応急復旧班
6 生活ごみ、避難施設ごみの収集運搬、処理	清掃総務班、資源循環班、 清掃収集班
7 仮設トイレの設置、管理	下水道応急復旧班、福祉班
8 し尿の収集運搬、処理	下水道応急復旧班、 資源循環班
9 一次仮置場の確保	災害統括班、企画班、 清掃総務班
10 一次仮置場の設置、管理、運営、必要な資機材の調達	清掃総務班、資源循環班、 清掃収集班、生活環境班、 道路班、公園管理班、衛生班
11 災害廃棄物の収集運搬	清掃総務班、清掃収集班、 道路班
12 災害廃棄物の処理、搬出	清掃総務班、資源循環班、 清掃収集班、道路班
13 不法投棄対策	清掃収集班

③ 応急対応期（発災後～3か月程度）

所掌事務	主な担当班
1 災害廃棄物発生量に関する推計	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、道路班、下水道応急復旧班
2 災害廃棄物処理実行計画の作成	清掃総務班
3 協力支援先、協定先への連絡と広域連携等支援体制の確立	災害統括班、清掃総務班、道路班、下水道応急復旧班
4 適正処理が困難な廃棄物の処理	資源循環班、生活環境班、清掃収集班、道路班
5 損壊家屋等の解体撤去	被害調査班、住宅都市復興班、道路班、清掃総務班
6 二次仮置場、仮設処理施設の確保	災害統括班、企画班、清掃総務班

④復旧・復興期（発災後～3年程度）

所掌事務	主な担当班
1 災害廃棄物処理の進捗管理	清掃総務班
2 広域処理の推進	災害統括班、清掃総務班、道路班、下水道応急復旧班
3 廃棄物処理の進捗に関する広報	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、下水道総務・応急給水編成班
4 二次仮置場（選別ヤード）の設置・管理・運営（衛生管理、環境モニタリング等）	清掃総務班、資源循環班
5 再生資材の復旧工事への活用	清掃総務班、資源循環班、道路班
6 災害廃棄物処理事業費補助金の申請	清掃総務班
7 仮置場の返還、現状復旧	清掃総務班、資源循環班、道路班、生活環境班
8 廃棄物の処理に関するアーカイブ（記録誌等）の作成	清掃総務班

2 情報収集・連絡

発災後、表 2-1 に示す情報を収集します。情報は時間経過により更新されるため、常に最新の情報を整理します。収集した情報は、各対策部において情報共有し、災害対策本部に報告するとともに、必要な情報は、国及び都に報告します。

(1) 情報収集事項

各対策部は以下の情報を収集し、災害対策本部に報告します。

表 2-1 情報収集事項と収集の主体

情報収集事項	対応対策部・班
<input type="checkbox"/> 職員と委託業者職員の安否情報、参集（見込）状況	各対策部
<input type="checkbox"/> 市内の全般的被害情報（道路・その他通行に要する橋梁・トンネル等の被害、建物の被害棟数、浸水範囲等）	災害統括班 道路対策部 その他各対策部
<input type="checkbox"/> 市庁舎、焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場の被害状況（委託先を含む）	環境資源対策部
<input type="checkbox"/> 各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況	各対策部
<input type="checkbox"/> 収集運搬車両・資機材の被害状況（委託先を含む）	環境資源対策部 道路対策部 都市づくり対策部 下水道対策部
<input type="checkbox"/> 避難施設数、避難者数の状況	災害統括班
<input type="checkbox"/> 協定締結状況の再確認、一部事務組合や隣接他市町村の状況	災害統括班 環境資源対策部 道路対策部 下水道対策部 その他各対策部

(2) 情報収集方法

本市では、発災時には、直ちに電話、衛星携帯電話、インターネット、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には、応急復旧等の措置を講じます。災害廃棄物処理に必要な情報は、災害対策本部に集約された情報から収集し本市で整備する各通信手段を用いて、情報把握に努めます。

表 2-2 災害時の主な通信手段

主な災害時通信手段		主な通信区間	主な使用条件
有線通信	FAX		左記機関間の、指令の伝達及び報告は、原則としてFAX文書で行う
	災害時優先電話	市災害対策本部・市の各施設・防災関係機関	電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る
	非常通話・緊急通話		加入電話、災害時優先電話が不能・困難な場合、他に優先して取り扱うよう請求する
	非常用公衆電話	設置予定場所(救護連絡所・町田駅周辺)	通信手段を失った市民の利用に供するため、特に必要な場所に非常公衆電話の設置を要請する
無線通信	都防災行政無線	市災害対策本部・都・近隣市町・防災関係機関	<管理方法> 防災安全部長の指示による携帯局の搬出 <管理方法> (1) 統制者による通信指示 (2) 子局間通信の禁止 (3) 緊急通信 「緊急」ボタンを押し、統制者を呼び出し、統制者からの呼び出しを受け通信する。 ※受信状態が悪いときは、場所を変えるなど少し移動してみる。それでも駄目な時は固執せず伝令等別の手段を考える。
	市防災行政無線(移動系)	市災害対策本部～市民センター・警察署・消防署・消防団・市医師会・現地災害対策本部・災害現場職員等	
	警察・消防・電気事業を行う機関の保有する無線	市災害対策本部～都・近隣市町・防災関係機関	
	非常無線通信協議会構成員の保有する無線	市災害対策本部～災害現場職員・市民・事業所	
	流通・運輸業者のMCA無線		
アマチュア無線			
口頭	伝令	災害対策本部会議～各対策部・市内防災関係機関	市各対策部、市内防災関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。なお、連絡員は可能な限り無線機・携帯電話を携行する。

出典：町田市地域防災計画

3 協力・支援（受援）体制

被災地域で発生する災害廃棄物処理（し尿処理含む）は、本市が行うこととなりますが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては本市だけでは対応できないことも想定されるため、協力支援体制を整備します。協力支援体制については、あらかじめ締結された協定等により構築します。

(1) 多摩ニュータウン環境組合との協力支援体制

町田市の一部地域から出る廃棄物は、多摩ニュータウン環境組合へ搬入されています。発生した災害廃棄物は、「多摩ニュータウン環境組合及び同組合の構成市間におけるごみ処理応援体制実施協定書」に基づき、構成市（八王子市・町田市・多摩市）で協議し、処理を進めていきます。

(2) 東京たま広域資源循環組合との協力支援体制

町田市から出る焼却残さは、東京たま広域資源循環組合でエコセメント化されています。災害廃棄物の焼却によって生じた焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合と協議のうえ、処理を要請します。

(3) 国、都、近隣市区町村等との協力支援体制

国、都、近隣市区町村等との協力・連携体制は、図 2-2 に示したとおりです。なお、近隣市区町村等から支援の申出があった場合は、支援要請内容の調整を行い、その状況を都に報告します。また、町田市が災害時に締結する相互応援協定は表 2-3 のとおりで、その他の多摩地域の市町村と一部事務組合についても、災害廃棄物を相互に受入できるよう協議していきます。

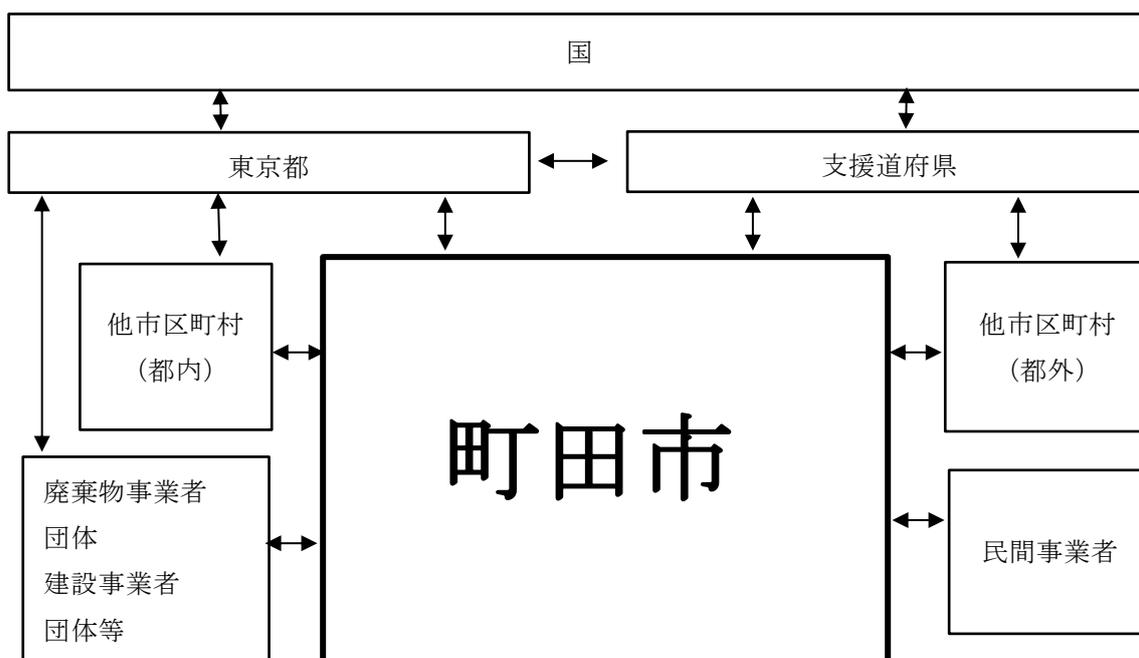


図 2-2 協力・支援体制

表 2-3 災害時相互援助協定

協定名称	締結先
災害時における相互援助に関する協定書	長野県長野市、長野県南佐久郡川上村、山形県東置賜郡川西町、山梨県南巨摩郡富士川町、神奈川県相模原市、神奈川県大和市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市
震災時等の相互応援に関する協定	東京都多摩 25 市 3 町 1 村
災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する町田市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	米海軍厚木航空施設
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局

参考：町田市地域防災計画から引用

(4) 自衛隊、警察、消防等との協力支援体制

災害廃棄物処理における自衛隊、警察、消防等との連携事項は表 2-4 のとおりです。発災初期は人命救助が最優先となりますが、被災状況に応じて自衛隊、警察、消防等に協力を依頼します。

表 2-4 自衛隊、警察、消防との連携事項

連携先	連携事項
自衛隊	・道路啓開時の災害廃棄物の除去
警察	・道路啓開時の災害廃棄物の除去 ・被災地での警備・防犯 ・災害廃棄物へ混入した貴重品や有価物等の引き渡し
消防	・道路啓開時の災害廃棄物の除去 ・放火等の防犯・防止
南多摩東部建設事務所	・道路啓開時の災害廃棄物の除去

(5) 民間事業者等との連携

民間事業者からの支援を求める場合、災害対策本部へ連絡のうえ、協定に基づき要請します。

表 2-5 民間事業者等との支援協定

協定名称	締結先
災害時における災害廃棄物処理等に関する協定	廃棄物収集運搬事業者 29 社
災害時における人命救助及び応急復旧並びに災害廃棄物の処理等に関する協定書に係る覚書	一般社団法人町田市建設業協会
災害時におけるし尿収集運搬に関する協定	株式会社町田清掃社
災害時における仮設トイレ等の供給協力等に関する協定	バクセス株式会社
災害時における燃料調達に関する協力協定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人東京都 L P ガス協会南多摩支部町田部会 ・関東アトモスリテイリング株式会社 ・日本瓦斯
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	東京都石油商業組合町田支部
災害対策用貨物自動車供給に関する協定	東京都トラック協会多摩支部第 7 地区
災害時における応急対策業務に関する協定書	東京土建一般労働組合町田市部
災害時における物資の供給および輸送に関する協定書	一般社団法人町田青年会議所

出典：町田市地域防災計画から引用

4 職員への教育訓練

発災時に本計画を有効に活用するとともに、災害廃棄物の処理の核となる人材を育成するため、本計画の記載内容について、関係職員への継続的な教育を行います。

表 2-6 研修及び訓練のイメージ（例）

項目	研修及び訓練のイメージ（例）
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画等を用いて、部内及び関係職員に対して内容を周知する研修を実施する。 ・都や他団体が実施する過去の災害廃棄物処理事例に関する講習会等に参加し、知識や情報を得る
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内で行う総合防災訓練や図上訓練において、本計画を活用し、災害廃棄物処理の具体的な対策を試行する図上訓練を実施する。図上訓練では、組織体制や連絡体制の確認を行うと共に、各処理工程のフローを確認する。 ・混合廃棄物、有害物質や有害物質含有廃棄物の分別・取扱訓練、仮置場での実働訓練（実技）を実施する。

第2節 市民等への広報・啓発

1 市民への広報・啓発

災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、表 2-7 で示した内容について、対応時期ごとに市民等への広報・啓発を行います。情報の提供手段としては、表 2-8 に示した多様な広報・情報提供ツールを用いることとします。平常時には、市民への情報提供が必要となる項目を整理し、発災時の迅速な対応に備えます。また、市民が、日頃から災害廃棄物に関心を持ち、理解を深めることができるよう、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性等について、広報紙や防災訓練等様々な機会を通じて普及啓発に努めます。

表 2-7 情報提供が必要となる項目

対応時期	提供内容	詳細
初動期	・生活ごみの分別及び収集方法	・分別方法、排出場所、収集日程等
	・一次仮置場の設置状況	・がれき等の排出方法、排出場所 ・仮置場設置状況、分別、搬入方法
	・環境配慮に関すること	・廃棄物の焼却等不適正処理の禁止 ・生活環境（悪臭、水質等）を悪化させる行為の禁止
	・し尿処理に関すること	・下水道管や処理施設の被災状況に基づくトイレ使用の可否 ・仮設トイレの設置状況 ・し尿収集の実施方法 等
	・有害廃棄物、処理困難物の取扱い方法	・種類、搬出方法、搬出場所
	・災害廃棄物処理に関する問い合わせ・相談窓口	・窓口の電話番号、ホームページ情報等
応急期	・災害廃棄物処理に関すること	・災害廃棄物の処理スケジュール、処理方法等
	・被災自動車等の取扱い	・被災自動車等の取扱い方法
	・被災家屋の取扱い	・手続きに関する情報、解体方法
復旧・復興期	・災害廃棄物処理の進捗状況	・災害廃棄物処理の進捗状況、今後のスケジュール
	・二次仮置場の設置状況	・場所、期間、処理の概要

表 2-8 市民への情報提供手段

手 段	実 施 方 法
○防災行政無線（固定系）	広報文を作成し、屋外スピーカーを通じて、市内全域又は必要に応じて地域別に放送する。
○メール配信サービス	防災行政無線で放送した内容や必要に応じて災害情報等を、事前登録者のパソコンや携帯電話へメールで配信する。
○防災行政無線フリーダイヤル	防災行政無線で放送した内容を電話で確認できる音声応答サービスにより、放送内容を聞き取れなかった市民への情報提供を行う。
○代表電話	防災行政無線で放送した内容や、市が取りまとめた災害情報及び広報内容を情報提供する。また、適切な情報提供先への案内を行う。
○テレビ・ラジオ等	必要に応じて、都及び市が協力協定を締結している下記の放送機関に放送を要請する。緊急時等のやむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに都へ報告する。 【市の協定先】 J:COM、イッツ・コミュニケーションズ、多摩テレビ、横浜エフエム（FMヨコハマ）、エフエムさがみ（FM HOT 839）、ヤフー株式会社 【都の協定先】 日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、ラジオNIKKEI、Interfm、ヤフー株式会社
○掲示板	随時、避難施設、本部、市民センター入口等に掲示する。
○広報紙	適時に発行し、避難施設、本部、市民センター等で配布する。
○町田市ホームページ	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。
○町田市防災WEBポータル	<u>必要に応じて</u> 、 <u>災害関連情報等</u> を掲載する。
○その他	ソーシャルメディア、災害情報共有システム（Lアラート）等を通じて情報発信する。

出典：町田市地域防災計画

2 ボランティアへの啓発

災害時には、災害ボランティアによる災害廃棄物の撤去、被災した家屋の家財の運び出し、家の清掃等の作業活動が期待されます。被災状況により臨機応変な対応が求められるため、受入れから現場まで、担当する対策部、担当職員と調整を行い、必要な人員の派遣を要請します。なお、派遣されたボランティアに対しては、分別方法や仮置場における具体的な作業方法等について必要な情報を伝達します。

第3章 災害廃棄物処理

第1節 一般廃棄物処理施設等

1 一般廃棄物処理施設

本市の一般廃棄物処理施設は、表 3-1 のとおりです。新たな施設の整備にあたっては、耐震化や発電機能の強化など、災害時にも強い施設とします。

表 3-1 一般廃棄物処理施設一覧

施設種別	施設名	所在地	処理能力等
廃棄物焼却施設	町田市バイオエネルギーセンター	下小山田町 3160 番地	258 t / 日
	多摩清掃工場	多摩市唐木田 2 丁目 1-1	400 t / 日
資源保管施設	町田市バイオエネルギーセンター ストックヤード棟	下小山田町 3160 番地	1260 m ²
資源化施設	町田市バイオエネルギーセンター 不燃・粗大破碎処理施設	下小山田町 3160 番地	47 t / 5 h
	多摩清掃工場 不燃・粗大ごみ処理施設	多摩市唐木田 2 丁目 1-1	90 t / 5 h
し尿施設	境川クリーンセンターし尿等投入施設	木曾東 2 丁目 1-1	41.5 k ℓ / 日
最終処分場	二ツ塚最終処分場 エコセメント化施設	東京都西多摩郡日の出町 大字大久野字玉の内	※東京たま広域資源循環組合と調整

2 一般廃棄物処理施設等の処理可能量と災害廃棄物量

(1) 焼却施設の処理可能量

施設名称	処理能力	年間最大 処理量	年間処理 予定量	計画 処理量
町田市バイオエネルギーセンター	258 t / 日 (129 t / 日 × 2 炉)	74,000 t / 年	74,000 t / 年	63,000 t / 年

町田市バイオエネルギーセンターは年間63,000トンのごみを処理する施設として整備しましたが、市内におけるごみ減量が進まず、平常時から年間最大処理量に相当するごみを処理しており、現状は災害によって発生した災害廃棄物は全量について広域処理する必要があります。そのため、災害廃棄物を円滑に処理できるよう、平常時からごみの処理が計画処理量内で収まるよう、徹底したごみ減量を進めます。

(2)し尿施設の処理可能量

施設名称	1日最大処理能力	1日処理実績（2023年度）
境川クリーンセンターし尿等投入施設	41.5kℓ/日	25.1kℓ/日 (6095kℓ/243日)

処理可能量 = 41.5kℓ/日 - 25.1kℓ/日 ⇒ 16.4kℓ/日

し尿発生量

発生1日後	発生1週間後	発生1か月後
304.3kℓ/日	207.5kℓ/日	133.2kℓ/日

⇒市のし尿施設での処理可能量は 16.4kℓ/日です。発災後しばらくは多くのし尿発生量が見込まれますが、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、東京都流域下水道の水再生センターに搬入します。さらに、東京都流域下水道の水再生センターの被災状況によっては広域処理を行います。

(3)最終処分場の処理可能量

平常時、本市の一般廃棄物の焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）において、エコセメント化されています。災害廃棄物の焼却によって生じた残さの処理についても、循環組合と調整のうえ、可能な限り資源化できるよう努めます。

3 収集・運搬車両

災害廃棄物の収集には、平常時に使用している収集車両を使用します。収集車両は優先的に生活ごみや避難施設ごみの収集に使用するため、車両が不足する場合には、周辺自治体等からの応援による災害廃棄物の収集運搬が必要となります。

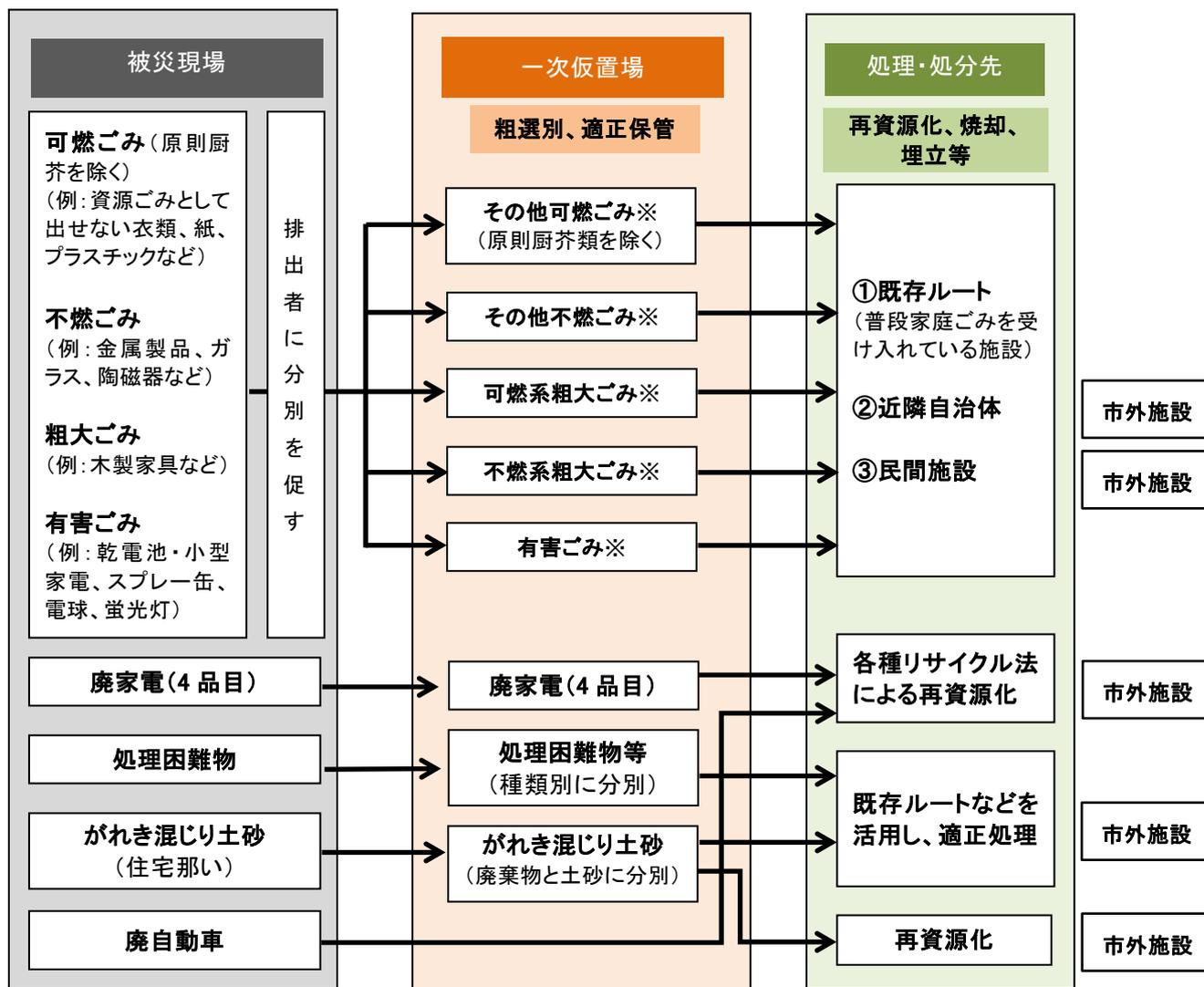
第2節 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ

災害時においても可能な限り再資源化を推進します。被災した家電4品目、自動車等については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底します。危険物及び有害物は、適正に保管し、確実な処理を行います。

(1)片付けごみ

表 3-2 片付けごみの処理フロー図



※処理・処分先の受入基準に合わせて、適宜より詳細な選別等を行う。

参考: 東京都災害廃棄物処理計画から作成

<留意事項>

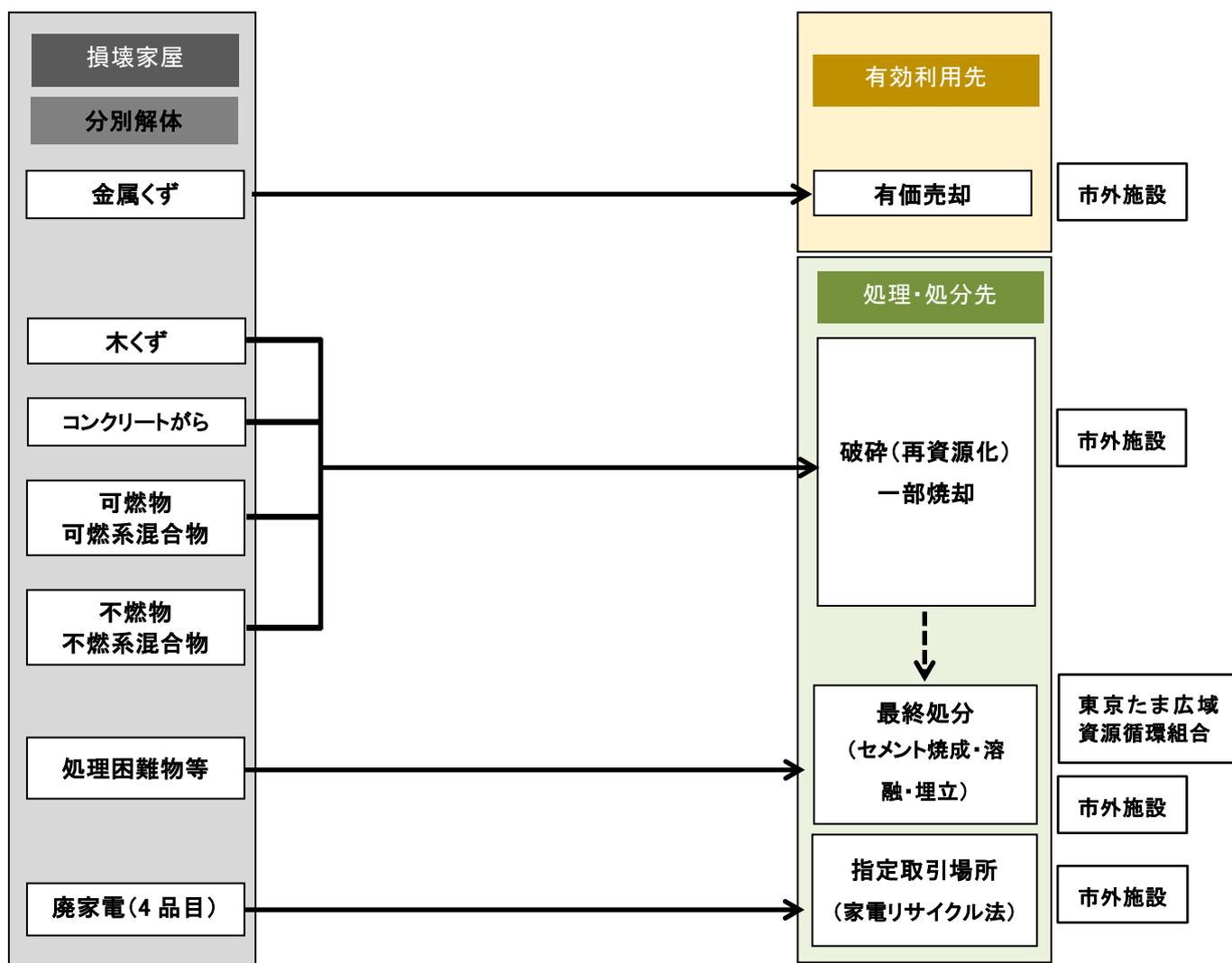
- 風水害等においては、地震災害に比べて比較的早い段階で片付けごみの排出が始まり、路上、公園等に集積される可能性が高いため、平時の既存ルートで速やかに処理できるよう、処理体制等を構築し対応する。

- 被災した家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」）の対象品目）は、可能な限り分別を行い、家電リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。
- 処理困難物等は、適正に保管し、確実な処理を行う（処理困難物等（廃畳など）については、巻末資料を参照）。
- がれき混じり土砂については、分別した上で、廃棄物と土砂に分けて処理する。また、被災現場及び仮置場搬入時に分別を徹底し、混合廃棄物となるものの量を減らす。
- 被災自動車については、自動車リサイクル法にのっとり処理を行うため、撤去・移動し、所有者又は引取業者（自動車販売業者等）へ引き渡す。
- 集積所は、開設後すぐに片付けごみで埋まり、積み上げられるなどして、生活環境の保全上の支障が生じやすいことから、迅速に一次仮置場や直接処理処分先に運搬する必要がある。
- 可燃系や不燃系の片付けごみなど既存ルートで処理が可能な種類の災害廃棄物は、被災現場から、直接、処理・処分先への搬入も可能となるように検討する。
- 被災現場から仮置場への搬入に当たって戸別収集や一時的な集積を行う場合は、排出秩序（地域特性を考慮しながら分別区分や集積・回収時間の設定、集積場所の夜間使用禁止等）や収集運搬体制を考慮する。
- 処理が終了しない廃棄物や一次仮置場を閉鎖した後の廃棄物などは、二次仮置場に移行する。

(2)解体廃棄物等

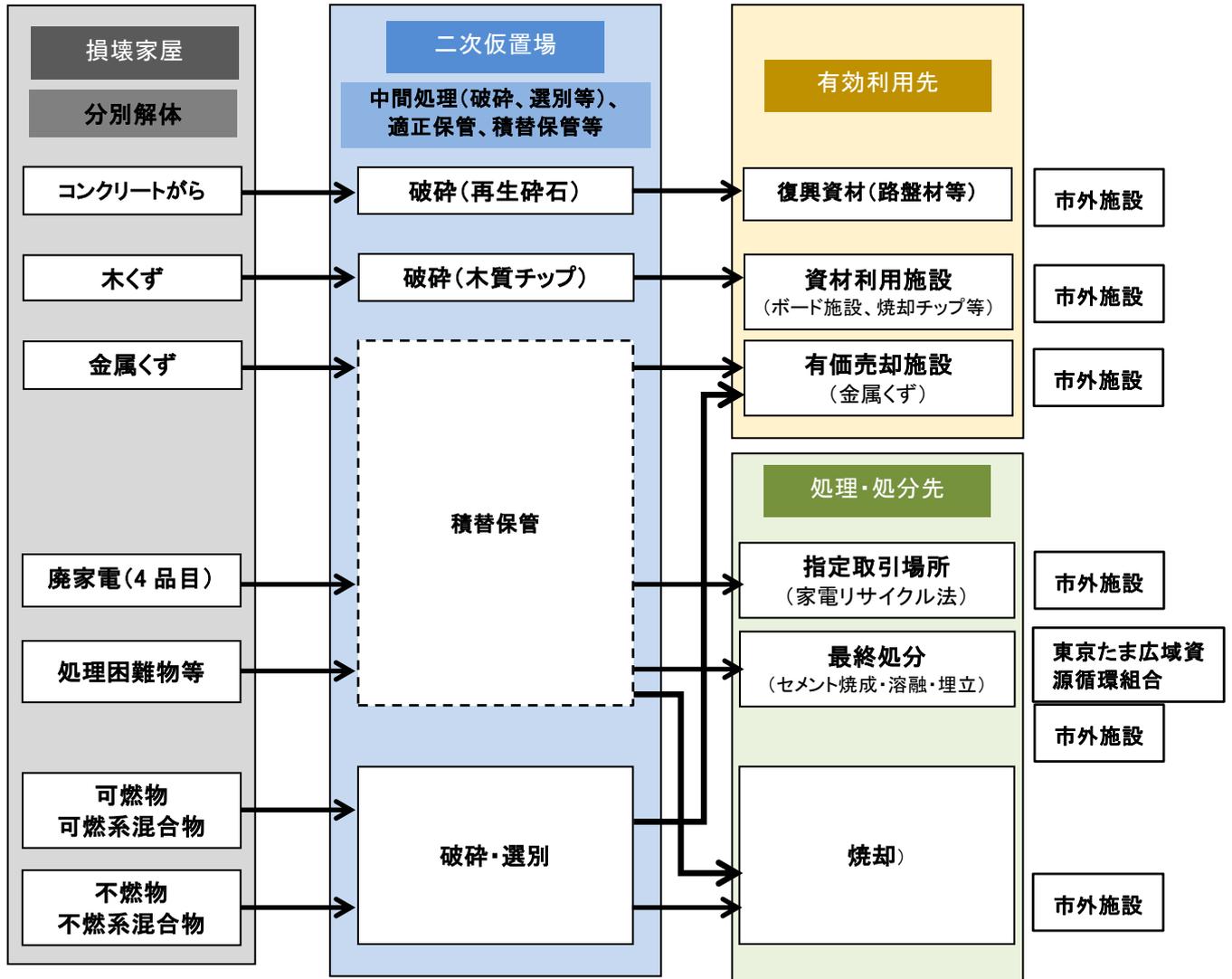
解体廃棄物は、できる限り直接処理・処分先へ排出することを原則とします。また、効率的な収集運搬のために、被災現場やその近傍に積替え保管場を設置することもあるものとします。

表 3-3 解体廃棄物等(一部片付けごみを含む。)の処理フロー例
(直接被災現場から排出する場合)



参考: 東京都災害廃棄物処理計画から作成

表 3-4 解体廃棄物等(一部片付けごみを含む。)の処理フロー例
(二次仮置場等を経由する場合)



参考: 東京都災害廃棄物処理計画から作成

<留意事項>

- 焼失した建築物からは、石綿含有廃棄物など再資源化が困難な災害廃棄物の発生が想定されるため、別途保管して処理するなどの留意が必要である。
- 既に所有者等によって全壊家屋等の撤去を行った場合の費用償還に関する手続(自費解体)を活用した迅速な処理も検討する。

2 仮置場（災害統括班、企画班、清掃総務班、生活環境班、資源循環班、清掃収集班、道路班、公園管理班、衛生班）

災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合は、仮置場を設置します。発災時には被災状況を直ちに把握し、関係機関と調整し、仮置場の選定を速やかに行います。なお、仮置場における各班の役割は、本計画第2章第1節1(2) 災害廃棄物処理体制の各班の所掌事務に基づくものとします。

(1) 仮置場の機能

災害廃棄物の仮置場の機能を次のとおり定め、仮置場を確保します。

- ① 災害時大量に発生する廃棄物の仮置き
- ② 災害廃棄物を効率的に処理するための積み替え、中継
- ③ 分別、選別、破碎などの中間処理
- ④ 解体、撤去作業と処理、処分作業の速度差の調整
- ⑤ 地域の復旧・復興の促進

(2) 仮置場の種類

本市で設置する仮置場は表 3-4 のとおり分類します。

表 3-4 仮置場の分類

種類	特徴
一次 仮置場	<p>【 役 割 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者（支援ボランティアを含む）が、片付けごみを自ら搬入することができる仮置場とする。 ・被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数か月間に限定して受け入れる。 ・被災現場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業により粗選別を行う。 <p>【設置時期】 発災から3日以内</p> <p>【設置期間】 6ヵ月程度</p>
二次 仮置場	<p>【 役 割 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体廃棄物の再資源化等、適正な中間処理（破碎・選別等）をおこなうための仮置場とする。 <p>【設置時期】 発災から6ヵ月程度</p> <p>【設置期間】 3年以内</p>

(3) 仮置場の必要面積

被災状況に応じて災害廃棄物発生量から、必要となる仮置場面積を算定し、仮置場候補地から使用する場所を確定します。

仮置場必要面積は、処理期間を通して一定割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提に算定する。仮置場では災害廃棄物の搬入と搬出が並行して行われることから、搬入量と搬出量の差に相当する量を最大集積量とし、この保管面積を求めます。

仮置場必要面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量

処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間

見かけ比重：可燃物 0.4（t/m³）、不燃物 1.1（t/m³）

積み上げ高さ：5m以下が望ましい。

作業スペース割合：0.8～1

参考：災害廃棄物対策指針 技 18-2（平成 31 年 4 月 1 日改訂）

算定の基となる多摩東部直下地震における可燃物・不燃物それぞれの災害廃棄物発生量は表 3-5 のとおりです。

表 3-5 災害廃棄物の発生量（可燃・不燃別）

木くず (t)	その他可燃 (t)	コンガラ (t)	金属くず (t)	その他不燃 (t)
41,939	6,875	318,321	13,063	52,939
可燃系の災害廃棄物 (t)		不燃系の災害廃棄物 (t)		
48,814		384,323		

※表 1-6 推計式【1】による災害廃棄物発生量をもとに算定。

※種類別発生量は、東京都災害廃棄物処理計画に記載の多摩東部直下地震における多摩地域での災害廃棄物発生量から算出した種類組成の割合で按分して算定。

表 3-6 仮置場必要面積

多摩東部直下地震	可燃系の災害廃棄物	不燃系の災害廃棄物	合計
災害廃棄物発生量 (t)	48,814	384,323	433,137
災害廃棄物年間処理量 (t) ※1	16,271	128,108	144,379
災害廃棄物集積量 (t) ※2	32543	256,215	288,758
見かけ比重	0.4	1.1	-
仮置場必要面積 (m ²) ※3	29,288	83,852	113,141

※1 全発生量を 3 年間で処理する場合の 1 年間の処理量

※2 災害廃棄物発生量－災害廃棄物年間処理量

※3 災害廃棄物集積量合計÷積み上げ高さ[5.0m]×作業スペース割合 [1.8]

参考：災害廃棄物対策指針 技 18-2（平成 31 年 4 月 1 日改訂）をもとに作成

<留意事項>

- 解体廃棄物は、できる限り直接処理・処分先へ排出することを原則とするが、最大値を把握するため、全て仮置場を経由する前提とした算定とした。
- 発災初動期は、当面必要となる片付けごみの仮置場面積を求める。その際の片付けごみ発生量の推計は、表 1-6 推計式【2】による。

(4) 仮置場の選定・設置（企画班、清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、道路班、災害統括班）

仮置場の選定にあたっての留意事項は表 3-6 のとおりです。発災後、仮置場候補地について地域の被災状況を踏まえた現況調査を行い、利用可能な候補地についてリストアップします。

仮置場候補地は表 3-7 のとおりです。リストアップした候補地について、関係部署と調整を行い、仮置場を選定します。仮置場として活用可能な面積は必要面積に対して不足しているため、平常時から新たな仮置場候補地の調査を進め、候補地の拡充に努めます。

その後、災害廃棄物の搬入・処理・搬出方法や使用期間、搬入・搬出量等の設定を行い、仮置場の供用を開始します。仮置場設置時の留意事項については表 3-8 のとおりです。

表 3-6 仮置場選定時の留意事項

留意事項
<ul style="list-style-type: none">・地域ごとに選定・優先順位は、市有地、国や都などの公有地、民有地の順・運搬ルートを確認でき、搬入・搬出が容易・周辺に学校、病院、避難施設等がない・新たに開発する面積が少ない・災害時の他の用途（避難施設、救出・救助部隊の活動拠点、災害時へリ緊急離着陸場、生活物資の集積・輸送拠点、ライフライン復旧拠点、応急仮設住宅建設用地）との調整

表 3-7-1 仮置場候補地となりうる災害時活用可能な空地の箇所数と面積

区 分		箇所数	活用可能面積 (㎡)
市有地	公園、グラウンド等	29	272,080

※活用可能面積は、仮置場として利用可能な場所の面積を GIS（地理情報システム）で算出

表 3-7-2 仮置場候補地となりうる災害時活用可能な空地

	名称	所在地	活用可能面積 (㎡)
町田地区	芹ヶ谷公園	原町田 5-1679	5,050
	町田中央公園	旭町 3-20-60	8,970
	本町田後田公園	本町田 2340	6,060
	木曾山崎公園	本町田 2444	13,900
	藤の台球場	本町田 3486	10,100
	小計 (5 箇所)		44,080
南地区	金森防災市民いこいの広場	金森 7-18	3,500
	鶴間公園	鶴間 3-1-1	12,410
	つくし野セントラルパーク	つくし野 3-19	5,210
	成瀬コミュニティセンター	西成瀬 2-49-1	1,200
	成瀬うさぎ谷戸公園	西成瀬 1-7	13,350
	成瀬クリーンセンター※	南成瀬 8-1-1	4,500
	成瀬台公園	成瀬台 3-7	2,240
	小計 (7 箇所)		42,410

	名称	所在地	活用可能面積 (㎡)
鶴川地区	野津田公園	野津田町 2035	50,100
	薬師池公園北駐車場	野津田町 3150	3,000
	薬師池公園東駐車場	薬師台 2-2	4,100
	山王塚公園	薬師台 3-3-20	3,620
	金井スポーツ広場	金井 2-28-5	12,600
	鶴川中央公園	鶴川 6-6	9,200
	鶴見川クリーンセンター※	三輪緑山 1-1	12,740
	三輪みどり山球場	三輪緑山 1-24-1	8,400
	三輪中央公園	三輪緑山 3-21	2,940
	三輪緑山スポーツ広場	三輪緑山 3-25-1	15,490
	小計 (10 箇所)		122,190
忠生地区	山崎第二スポーツ広場	山崎町 569-1	10,700
	山崎自然公園	山崎町 1563	4,500
	忠生公園	忠生 1-3-1	4,600
	町田市バイオエネルギーセンター (旧埋立地)	下小山田町 3160	8,000
	忠生スポーツ公園	下小山田町 3337-1	12,700
	小計 (5 箇所)		40,800
堺地区	小山白山公園	小山ヶ丘 5-4	3,100
	相原中央公園	相原町 2018	19,800
	小計 (2 箇所)		22,900

※町田市地域防災計画の災害時活用可能な空地一覧で、がれき置場に指定されている場所

※成瀬クリーンセンター及び鶴見川クリーンセンターは、地域防災計画でがれき置場になっているが、災害時は下水道事業継続用地としての活用が最優先される

※活用可能面積は仮置場として利用可能な場所の面積を GIS (地理情報システム) で算出している。

(5) 仮置場のレイアウト

①一次仮置場のレイアウト

一次仮置場の配置計画（レイアウト）例及びその留意事項は以下のとおりです。

なお、仮置場を迅速に開設するためには、仮置場候補地毎に配置計画（レイアウト）を検討しておくことが望ましい。

表 3-8 一次仮置場設置時の留意事項

区分	留意事項
人員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。 ・ 分別指導や荷下ろしを補助するための人員を配置する。
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置する。 ・ 片付けごみの搬入量を把握するため、車両の搬入台数を記録する。
待車スペース、駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋滞防止のため、仮置場への搬入車両や仮置場からの搬出車両が待機するための待車スペースを可能な範囲で確保するよう努める。 ・ 仮置場の作業員等が使用するための駐車場スペースを確保する。
動線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入・搬出車両の動線を考慮する。左折での出入りとし場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。
災害廃棄物の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物は分別して保管する。 ・ 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。災害の種類によっては、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害に応じて廃棄物毎の面積を設定する。 ・ 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。 ・ 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。 ・ スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないようそれぞれ離して、飛散防止のため可能な限りコンテナ等に入れて仮置きする。また、石膏ボードからは保管状態によっては、硫化水素の発生の可能性があるので、水分との接触を避けるようにコンテナ上部をシートで被ったり、フレコンバック保管を検討し、早期に搬出し管理型埋立地での処分を行う。 ・ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。

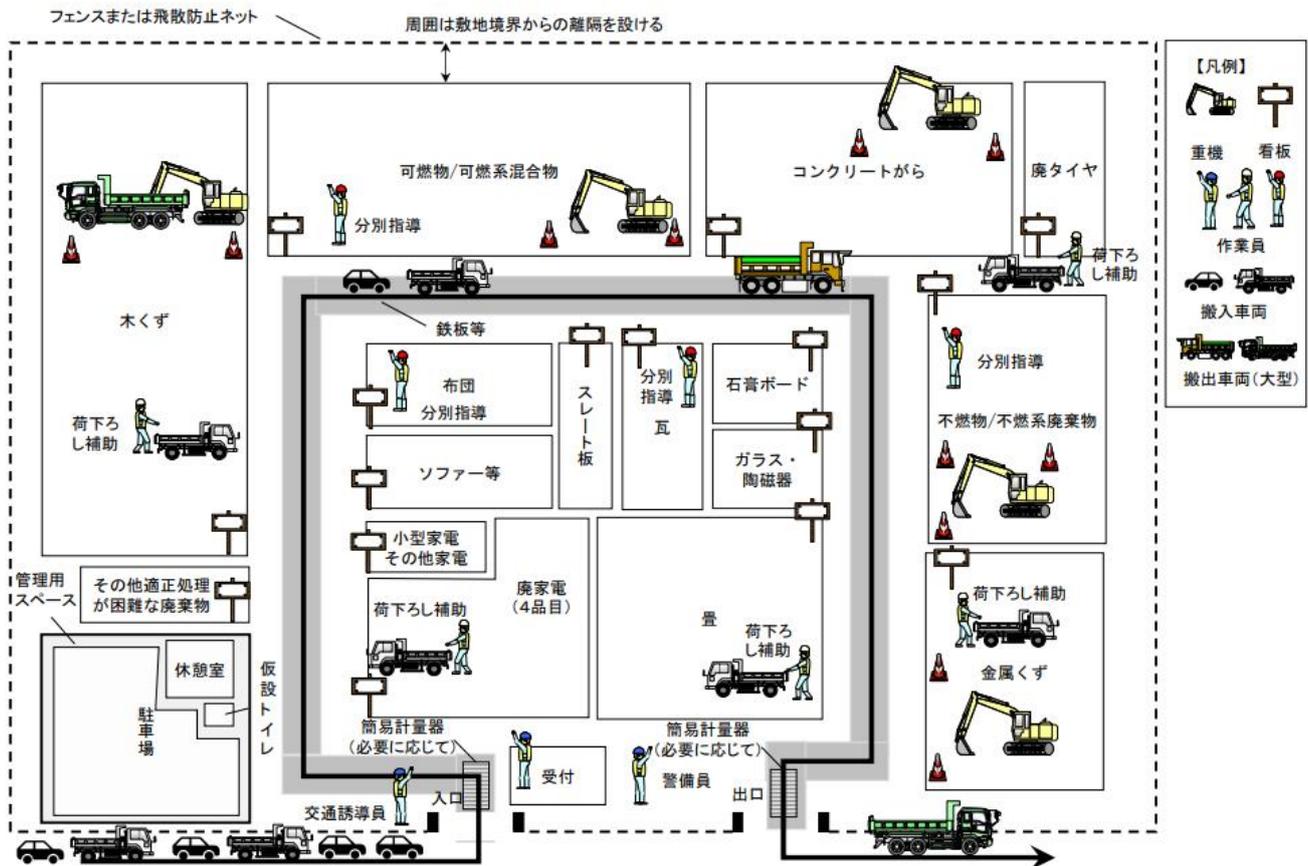
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類によっては、アームロール車の荷台を設置して廃棄物を回収し、そのまま荷台を処理先へ搬出するという方法が効率的である。 ・時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。
関係機関との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場までの道路渋滞の発生を防ぐため、仮置場の搬入・搬出ルートを警察と相談する。 ・危険物や有害物を保管することもあることから、仮置場の設置場所等を消防に連絡する。
地盤対策	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の返還を想定して仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。 ・降雨時等に災害廃棄物からの油脂、塩類、有害物質等の溶出が想定されることから、遮水シート敷設等による漏出対策について必要に応じて検討する必要がある。 ・仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に仮置きする場合、車両・建設機械の移動や作業が行いやすいよう砕石、鉄板等の敷設を検討する。仮置場は運動場等に設置される場合が多いが、運動場は多くの車両が走行することは想定されていないため、必要最低限の砕石、鉄板等の敷設を検討する。選択に当たっての利点・欠点を表3-9に示す。

参考：災害廃棄物対策指針 技18-3（令和5年1月20日改訂）をもとに作成

表3-9 砕石と鉄板の利点・欠点

	砕石	鉄板
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に平面形状を作れる ・災害時でも比較的容易に資材を確保することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬に時間を要するが、設置撤去は早い ・砕石と異なり、荷重を分散できるため、路盤の状態が悪くても設置可能（ただし、ある程度凸凹を均してから設置することが必要） ・表面の清掃が容易 ・撤去後に廃棄物が残らない
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・砕石が砕けると、隙間を伝って土が出てきて車両に泥が付着したり、晴れた日には乾いて粉塵が発生し、生活環境上支障が生じる可能性がある。そのため、路盤の状態によっては補修や複数回の再敷設が必要となる ・撤去後の砕石の処分方法について検討することが必要であり、場合によっては最終処分費を要する ・撤去時にすき取りによる廃棄物が増加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時は需要が増大し、供給が逼迫することでリース費用が上昇する ・供給が逼迫すると確保に時間を要し、敷設までにぬかるみができる可能性がある ・矩形のため、カーブ等の線形に追随しにくい ・重ね合わせ部ができるため車両のパンクや作業員の怪我のリスクがある ・返却時に損傷度に応じた修理費が必要となる場合がある

参考：災害廃棄物対策指針 技18-3（令和5年1月20日改訂）を基に作成



※上図は、面積が1ha程度の一次仮置場を想定したものであり、水害の場合で発災から1～2ヶ月程度経過した時点进行を想定したものである。災害の種類によっては、排出される廃棄物の種類が異なることから、配置計画は災害の種類毎に検討しておくのがよい。

※場内道路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用の大型車両の通行も考慮し設定する。面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。

※可能であれば品目毎に1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務したり、分別指導と荷下ろし補助を兼務させる等の対応が必要である。

※地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファ、畳等は便乗ごみとして排出される可能性があるため、配置計画に当たってはこれらを除外することを含めた検討が必要である。また、鉄板等の設置は、仮置場の状況（所有地、土地基盤）などの状況を加味し、必要最低限の設置とする。

出典：災害廃棄物対策指針 技18-3（令和5年1月20日改訂）

図3-1 一次仮置場のレイアウト（例）

②二次仮置場のレイアウト

二次仮置場の配置計画（レイアウト）例及びその留意事項は以下のとおりです。

災害廃棄物の保管期間や処理期間を考慮し、周辺環境への影響を低減するように検討、計画をする必要があります。なお、一般的に二次仮置場の設置・管理・運営は、民間事業者へ発注することが多く、処理施設の規模は、災害廃棄物量の推計値が変動することを踏まえ、一定期間経過後に見直すことを前提として発注することを検討します。

表3-10 二次仮置場設置時の留意事項

区分	留意事項
受入品・選別品保管ヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・受入品保管ヤードの面積は、祝祭日の搬入停止や、重機等による粗分別を行う前処理期間等を考慮して設定。 ・敷地内の土壌汚染を防ぐため、保管ヤード下部のシート設置、アスファルト舗装等を実施。 ・選別品保管ヤードは、品目毎に設け、搬出量とのバランスを考慮して設置。
処理施設ヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・場内運搬を少なくするため、処理施設（破碎・選別、手選別、焼却）は、処理の流れにしたがって配置。 ・焼却炉は周辺環境への影響が少ない場所を選定して設置。 ・焼却炉の近辺には、可燃物の保管ヤード、焼却灰の保管ヤード等を隣接して配置。 ・冬期の風雪への対策として、手選別ラインを仮設ハウスや大型テント内に設置。 ・敷地内の土壌汚染を防ぐため、処理ヤード下部のシート設置、アスファルト舗装等を実施。
管理ヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所棟、駐車場、計量設備等は出入口付近に集約して配置。 ・計量設備は、運行計画等をもとに必要台数を設置。 ・計量設備の手前に滞留スペースを設け、通行車両と計量車両との動線を分離。 ・場内出口付近に、タイヤ洗浄設備を設置。
その他ヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な場内道路は一方通行として計画。また、車線数は2車線とし、荷下ろし中の車両がいても通行できる幅員を確保。 ・仮置場への入退場車両による出入口前面道路の渋滞を防止するため、左折入場となるよう運搬経路を計画（転回路を設けた事例もある）。 ・住居が仮置場に近接する場合は、防音設備を設置。 ・粉じんの飛散や泥の引きずりを防ぐため、主要な場内道路はアスファルトで舗装。 ・散水車による定期的な散水を実施。 ・廃棄物の飛散を防止するため、外周部に仮囲いや飛散防止ネットを配置して飛散を防止。 ・保管ヤードや処理ヤードの降雨水がそのまま周囲に流出しないよう側溝を設けるとともに、必要に応じて流末に水処理施設を設置。 ・地盤沈下箇所については、嵩上げや地盤改良等を実施。

参考：災害廃棄物対策指針 技 18-3（令和5年1月20日改訂）をもとに作成

(6) 仮置場の管理・運営（清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、生活環境班、道路班、公園管理班、衛生班）

仮置場の管理、運営に係る留意事項は次のとおりです。また、仮置場において大量に発生する災害廃棄物を受け入れられるよう、徹底した分別処理を行い、円滑な搬出に努めます。

表 3-11 仮置場の管理・運営に係る留意事項

区分		留意事項
環境対策	飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ・廃棄物の飛散防止のため、ネット・フェンス等の設置、及びブルーシート等で覆いをする。
	臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物は、長期保管を避け、優先的に焼却等の処分を行う。 ・害虫、悪臭が発生した場合は、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行う。
	火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性廃棄物の、積み上げ高さは5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200㎡以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2m以上とする。
その他	仮置場の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ・被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ・災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」の排出を防止するため、搬入車両の写真撮影を行う。 ・仮置場の搬入受入時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。 ・夜間の不適切な搬入の予防や安全確認のため、パトロールを実施する。
	仮置場での分別	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材を活用するため、可能な限り分別を行う。 ・仮置場での分別を徹底するため、仮置場内に仕分けをするためのスペースを確保し、分別の指示を行う。
	災害廃棄物の数量の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
	作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、踏み抜き防止の中敷、手袋、長袖の作業着を着用する。

(7) 仮置場の返還（清掃総務班、資源循環班、道路班、生活環境班）

仮置場用地の返還にあたっては、土壌汚染調査等を実施し、土地の安全性を確認のうえ原状回復します。

3 収集・運搬（清掃収集班、道路班、資源循環班、清掃総務班）

災害時の廃棄物の収集には、平常時に使用している収集車両を使用します。収集運搬車両や作業員が不足する場合には、周辺自治体等へ応援を要請し、災害廃棄物の収集運搬を行います。

4 仮設中間処理施設（資源循環班）

災害が甚大で大量の災害廃棄物が発生する場合は、仮設中間処理施設を検討する必要があります。また、近隣市区町村等も多大な影響を受け、大量の災害廃棄物が発生しているものと考えられるため、広域で仮設中間処理施設を建設することを都に委託します。

5 分別・処理・再資源化（資源循環班、道路班）

災害廃棄物は、再生利用可能なものを大量に含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用される必要があり、積極的に再生資材として表 3-12 のとおり利用していきます。

表 3-12 再資源化の方法例

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材などを分別し、塩分除去を行い木材として利用。 ・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。
	分別不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・脱塩・破碎後、焼却し、埋立等適正処理を行う。
コンクリートがら		<ul style="list-style-type: none"> ・40mm以下に破碎し、路盤材（再生クラッシュラン）、液状化対策材、埋立剤として利用 ・埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシュラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。 ・5～25mmに破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材Mに利用。
木くず		<ul style="list-style-type: none"> ・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。 ・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。
金属くず		<ul style="list-style-type: none"> ・有価物として売却。
家電	リサイクル可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。
	リサイクル不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
自動車		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法に則り、被災地域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次仮置場で保管する。
廃タイヤ	使用可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現物のまま公園等で活用。 ・破碎・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し製紙会社、セメント会社等へ売却する。 ・丸タイヤのままの場合域外にて破碎後、適宜リサイクルする。 ・有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクルする。
	使用不可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎後、埋立・焼却を行う。
木くず混入土砂		<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分を行う。 ・異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。

参考：災害廃棄物対策指針 技 22（平成 31 年 4 月 1 日改定）をもとに作成

6 適正処理が困難な廃棄物の処理

有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物が地震等の災害により流出し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復旧復興の障害になる恐れがあります。

有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物のうち、事業系の廃棄物については事業者の責任において処理することを原則とし、家庭系の一般廃棄物に該当する物は、発災後、初期段階からその適切な処理方法等を市民に広報します。

(1) 腐敗性廃棄物（資源循環班）

畳、布団、食品等の腐敗性の強い廃棄物は、公衆衛生の保全のため、焼却処分を優先して行います。腐敗は時間とともに進行するため、腐敗状況の緊急度に応じて、石灰（消石灰）の散布を実施したうえで、焼却処分を実施します。

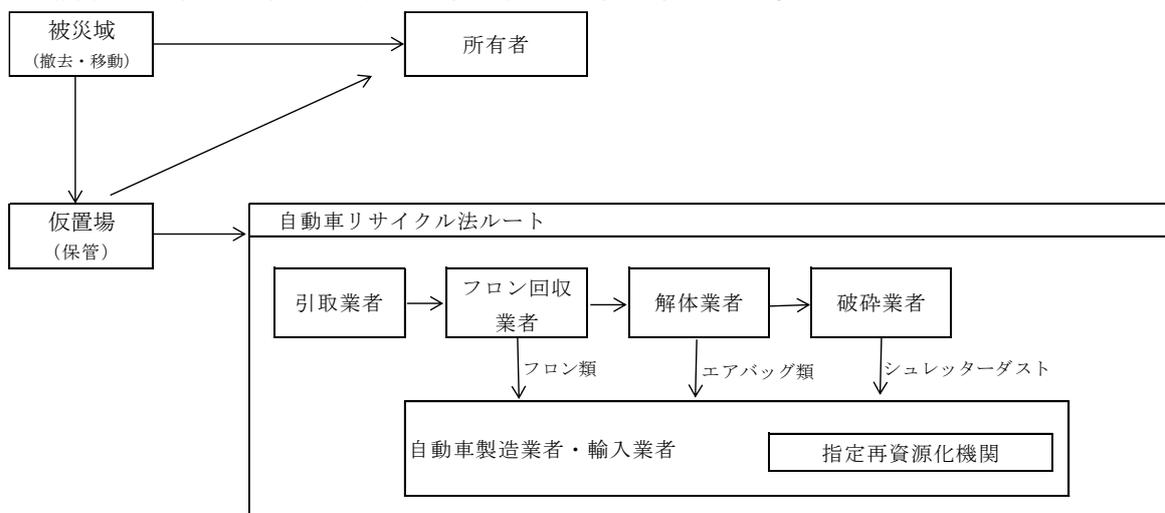
(2) 廃家電（資源循環班）

平常時において、家電リサイクル法対象品目については、市では収集運搬や処理を行っていません。しかし、震災被害により使用不能となったテレビ、冷蔵庫等が大量に発生した場合は、被災地の災害廃棄物の迅速な処理が最優先であることを考慮し、災害廃棄物として他の廃棄物と一括での処理を行います。また、リサイクル可能なものについては、平常時と同様に家電リサイクル法に基づいてリサイクルを行います。

(3) 廃自動車（資源循環班）

・自動車

被災自動車は、自動車リサイクル法に基づき、所有者が引取業者へ引き渡すことが原則です。ただし、人命救助、道路啓開または二次災害が発生するおそれがある場合には、仮置場等まで移動させます。被災自動車の所有者に引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者に引き渡します。

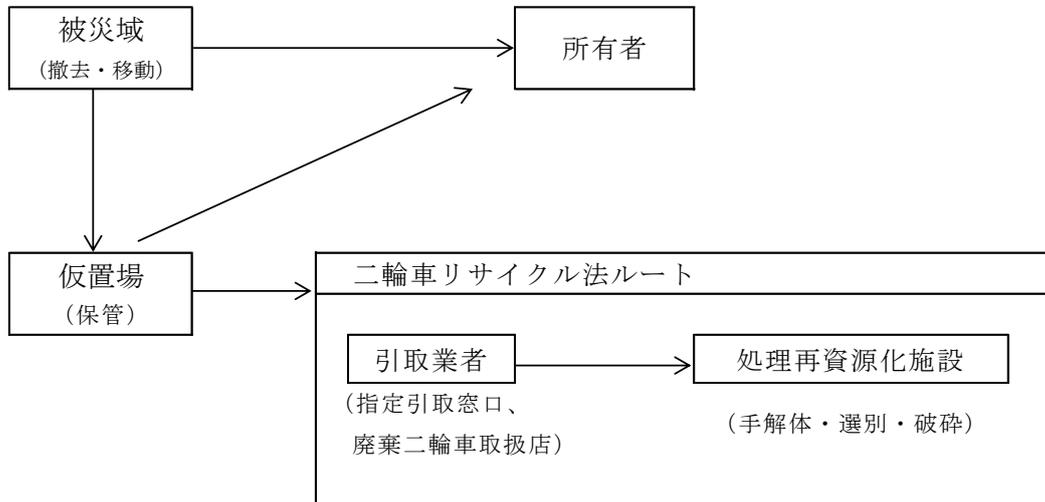


出典：災害廃棄物対策指針 技 24-8（平成 31 年 4 月 1 日改定）

図 3-2 被災自動車の処理フロー

・自動二輪

被災自動二輪や被災原動機付自転車は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの二輪車リサイクルシステムを利用して、所有者が引き取りの意思がある場合には所有者へ引き渡し、それ以外の場合は、引取業者（廃棄二輪車取扱店又は指定引取窓口）へ引取要請を行います。



出典：災害廃棄物対策指針 技 24-9（平成 31 年 4 月 1 日改定）

図 3-3 被災自動二輪の処理フロー

(4) 有害廃棄物・処理困難な廃棄物（資源循環班、生活環境班）

有害物質等を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行います。

有害廃棄物等を被災現場から撤去できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物等についての情報を関係者で共有します。収集ルートが機能している場合は、販売店等に回収を依頼し、速やかに処理を行い、機能していない場合は、仮置場等まで移動させ一時保管します。一時保管を行う際は、環境への影響がないように舗装された場所に区分して保管し、雨風にさらされないように配慮します。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水等による防塵対策の実施等、安全衛生対策を徹底します。放射性物質を含んだ廃棄物の取り扱いについては、国の指導に従い処理を行います。

対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表 3-11 に、化学物質排出移動量届出制度（P R T R）の対象化学物質については表 3-12 に示します。

表 3-11 処理困難廃棄物の処理・処分方法

区分	品目	処理・処分の方法
有害性物質を含むもの	薬品類（農薬や毒劇物等）	・JA や農薬等の販売店やメーカーへ回収や処理を依頼する。
	アスベスト（飛散性） アスベスト含有物 （非飛散性）	・回収した廃アスベスト及びアスベスト含有廃棄物は、プラスチックバックやフレキシブルコンテナバックで、二重梱包や固化により飛散防止措置を行ったうえで、管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。
	CCA 処理木材	・適切な処理施設で焼却又は管理型最終処分場で埋立処分を行う。
	カドミウム、 ヒ素含有石膏ボード	・製造元へ返却・引取を依頼する。 ・管理型処分場においては適正に処理を委託する。 ・ヒ素含有石膏ボードについては、非飛散性アスベスト含有廃棄物として管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。
	PCB 含有機器（トランス、 コンデンサ等）	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容等を踏まえて、処理を行う。 ・所有者が判明しているものについては、市の処理対象物とはせず、PCB 保管事業者へ引き渡す。 ・所有者不明のものについては、濃度分析を行い、判明した濃度に応じて適正に処理を行う。 ・高濃度のものは、中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) で、低濃度のものは環境省の認定施設へ処理を委託する。
	電池類（密閉型ニッケル・ カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー等）	・リサイクル協力店又はボタン電池回収協力店による回収を依頼する。小型蓄電池については一般社団法人 JBRC へ回収の協力を依頼する。
	鉱物油（ガソリン、灯油、 軽油、重油等）	・販売店、ガソリンスタンド等への回収や処理を委託する。 ・産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。（処理先が必要とする有害物質や引火点等の分析を実施すること）
	有機溶媒（シンナー、塗料、 トリクロロエチレン等）	・販売店やメーカー等へ処理を委託する。 ・産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。
	ガスボンベ（LP ガス、高圧 ガス等）	・高圧ガスボンベについては高圧ガス保安協会へ、LP ガスについては一般社団法人全国 LP ガス協会へ回収等を依頼する。
危険性があるもの	フロンガス封入機器（業務用冷凍機器、空調機器等）	・フロンガス回収業者（第1種フロン類回収業者等）へ回収等を依頼する。 ・腐食等が進んでいるものについては、残ガス処理、くず化等の処理を行う。
	アンモニアガス封入機器 （業務用冷凍機器）	・製造業者等の専門業者による回収・処理を依頼する。 ・腐食等が進んでいるものについては、残ガス処理、くず化等の処理を行う。
	消火器	・一般社団法人日本消火器工業会に連絡して回収や処理等を依頼する。
廃 感 染 性 棄 物	感染性廃棄物（注射器等）	・産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を依頼する。

表 3-12 化学物質排出移動量届出制度（PRTR）の対象化学物質

項 目	種 類
揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン等
有機塩素系化合物	ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
農薬	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
オゾン層破壊物質	CFC、HCFC 等
その他	石綿等

(5) 太陽光パネル

太陽光発電設備の処分ルートとしては、太陽光発電設備メーカールート、建物解体業者等ルート、太陽光発電設備撤去事業者ルート、リユース業者ルートが考えられますが、いずれも原則として「産業廃棄物」として取り扱い、事業者により処理するものとします。

なお、住宅等に設置されていた太陽光電池パネルが破壊された家屋に残っている場合や屋根から外れて堆積している場合でも、太陽光電池パネルに太陽の光が当たっているときは、発電している可能性があり、素手などで触れると感電する可能性があるため、適切な処理方法について市民・事業者に広報します。

(6) 思い出の品等（生活環境班）

思い出の品や貴重品として回収の対象となるものを表 3-20 に示します。思い出の品は、遺失物法に基づく取扱いを行います。所有者等が不明な貴重品は、速やかに警察に届けます。所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、処分せずに保管し、可能な限り所有者に引き渡します。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となります。

表 3-13 思い出の品等の回収対象

回収対象	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、ハンコ、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ、貴重品（現金、財布、通帳、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）
------	--

7 環境保全対策（資源循環班、道路班、生活環境班、衛生班）

災害廃棄物処理場における労働災害、周辺住民への生活環境への影響を防止するため、環境保全対策及び環境モニタリングを実施します。災害廃棄物処理に係る環境保全対策は、表 3-14 のとおり大気、悪臭、騒音・振動、土壌、水質等への影響を低減する措置を講じます。

表 3-14 災害廃棄物処理に係る環境保全対策及び留意点

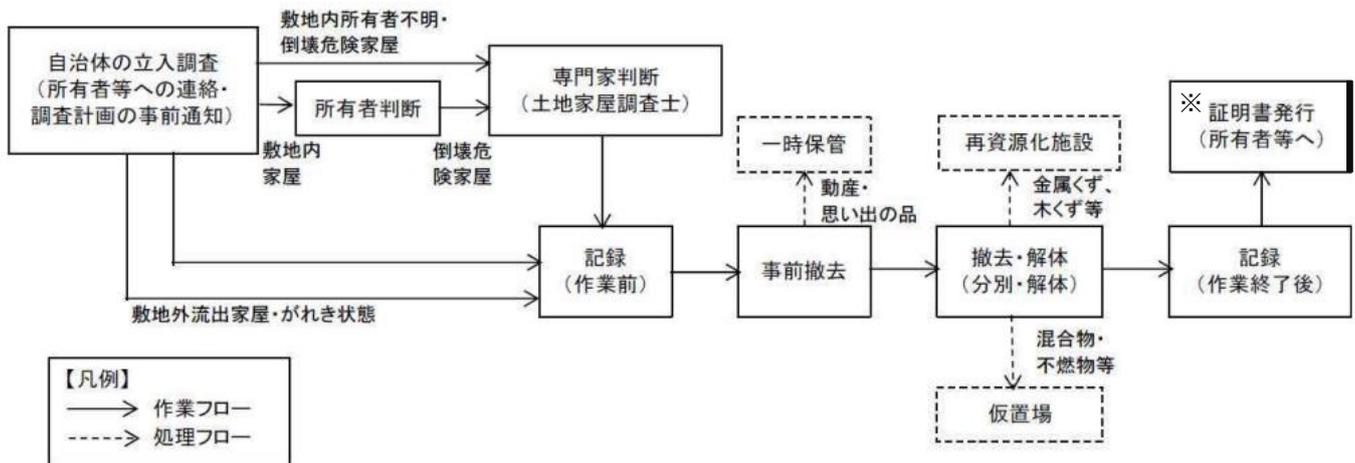
項目	環境影響	対 策 例	留 意 点
大 気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管、処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置・周囲への飛散防止ネットの設置、及びブルーシート等の覆い フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理機器（選別機器や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（水産廃棄物や食品廃棄物等）がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きい想定される場所を確認する。 災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置を確認する。 環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認する。 作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。 発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング
騒 音 振 動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置 搬出入車両の低速走行 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認する。 作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。 発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング

項目	環境影響	対 策 例	留 意 点
			地点を複数点設定することも検討事項である。
土 壤	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・P C B等の有害廃棄物の分別保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前集積する前の土壌等 10 地点程度を採取しておく、仮置場や集積所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。
水 質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水出口近傍や汚土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

参考：災害廃棄物対策指針 技 18-5（平成 31 年 4 月 1 日改定）をもとに作成

8 被災家屋の解体・撤去（被害調査班、住宅都市復興班、道路班、清掃総務班）

通行上支障がある場合や倒壊の危険性がある被災家屋については、所有者の意思を確認したうえで、適切に対応します。平常時から、罹災証明、応急危険度判定、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認、費用償還等の手順や手続きを整理し、庁内の連携体制を構築します。なお、被災家屋の解体、撤去における各班の役割は、本計画第2章第1節1(2) 災害廃棄物処理体制の各班の所掌事務に基づくものとします。



※所有者の滅失登記に必要な、解体・撤去完了通知書を指す。

図 3-2 損壊家屋等の解体撤去に係る関係者の作業フロー及び廃棄物フロー

参考：災害廃棄物対策指針 技 19-1（令和2年3月31日改定）をもとに作成

表 3-15 損壊家屋等の撤去に係る留意点

区分	留意点
事前調査	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り所有者等の利害関係者へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。
撤去	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者等の利害関係者へ可能な限り連絡を取り、承諾を得て撤去する。どうしても連絡が取れない場合は、災害対策基本法第64条第2項に基づき、承諾がなくとも撤去することができる。 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者等への利害関係者へ可能な限り連絡を取って意向を確認するのが基本であるが、どうしても関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値について判断を仰ぐ。建物の価値がないと認められたものは撤去する。その場合には、撤去の作業開始前および作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。 エアコンの取り外し等の所有者では対応が難しい作業は、所有者が家屋の撤去事業者等へ依頼する。
作業場の安全	<ul style="list-style-type: none"> 撤去作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員や関係者の安全確保に心がけ、警報等が発令された際の情報源確保（ラジオの配布）や避難場所等の情報の事前確認、消火器の配置等を行う。 ・ 粉塵の防止やアスベスト飛散防止のため、適宜散水して作業を行う。また、作業員や立会いは、防じんマスクやメガネ等の保護具を着用し、安全を確保する。
貴重品や思い出の品の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。

9 広域的な処理・処分（災害統括班、清掃総務班）

災害廃棄物発生量が甚大で広域的な処理・処分の必要が生じる場合に備え、東京都との連携により、大量の災害廃棄物を迅速に処理する体制の構築を検討します。なお、他県等への応援要請が必要な場合には、都が主体となり調整を行うこととなるので、都との緊密な連絡体制を準備する必要があります。

10 処理スケジュール

復旧・復興に向け、本市、都、関係事業者、住民が連携し処理にあたり、3年以内に処理業務を完了することを目標とします。被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害の場合で大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、3年以内に処理を終えることが困難な場合は、国、都と連携調整のうえ、広域処理などの対応を行うこととします。処理スケジュールは表 3-16 を想定します。

表 3-16 処理スケジュール

No.	業務項目	時間軸				
		発災から7日程度 初期	発災後から3週間程度 応急対応期（前期）	発災後から3か月程度 応急対応期（後期）	発災後から3年程度 復旧・復興期	発災後から3年程度 復旧・復興期
1	組織体制	構築	関係機関への要請			
2	情報収集	被災情報・状況の把握			復旧状況の把握	
3	処理実行計画		災害廃棄物発生量の推計・処理実行計画の作成			
4	がれき	仮置場への運搬				
5	被災した住民の排出する生活ごみ 避難施設で排出される生活ごみ	収集運搬の実施				
6	仮設トイレ	設置・し尿の収集・処理				
7	仮置場	一次仮置場の設置・運営			二次仮置場の設置・運営	
8	処理	可搬量把握	搬入・搬出・中間処理・広域処理			
9	広報	住民への啓発・広報				

第3節 生活ごみ・避難施設から排出されるごみの処理

1 生活ごみ（清掃収集班）

(1)被害状況把握

生活ごみの収集・処理体制を整備するため、発災後速やかに処理施設や運搬ルート上の被害状況を把握し、ルートの安全性を確認します。収集運搬車両や処理施設の被災により収集能力が不足する場合は、周辺自治体等に対して、ごみ等の収集運搬、一時保管、必要な人員の確保及び機材等の提供を要請します。また、不燃ごみや資源ごみ等の衛生面に問題のない生活ごみは家庭で保管するように市民に対して広報します。

(2)収集運搬体制

生活ごみの収集運搬体制は、原則、平常時の体制を維持します。災害廃棄物の発生状況に応じて、不燃ごみや資源物の収集回数の削減や集積所の集約による集積所数の削減、資源物の分別種類の削減等により効率化を図り、少ない車両数でも収集できる体制を構築します。

2 避難施設から排出されるごみ（清掃収集班）

(1)発生量

避難施設における生活ごみ排出量を表 3-17 のとおり推計します。避難施設の環境保全のため、避難施設を担当する班と連携を図り、分別収集を開始します。

避難施設から排出されるごみの収集量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）
 ※発生原単位は粗大ごみ除く。

参考：災害廃棄物対策指針 技 14-3（令和2年3月31日作成）をもとに作成

表 3-17 避難施設から排出されるごみの収集量

総人口 (人) (A)	生活ごみ 搬入量 (t/ 年) (B)	粗大ごみ (t/ 年) (C)	粗大ごみ除 く生活ごみ (t/年) (D) = (B- C)	生活ごみ 原単位 (g/人・日) (E) = (D) / (A) / 365
430,685	113,042	3,464	109,578	697.1

人口は 2023/10/1 時点、基準となるごみ量は 2023 年度実績

	発災 1 日後	発災 1 週間後	発災 1 か月後
避難者数(人)	27,853	38,941	9,410
避難施設から排出され るごみの収集量(t/日)	18.0	25.1	6.1

(2) 分別・排出

避難施設ごみは平常時と同様に分別を徹底し、可能な限り再利用・再資源化を推進します。

(3) 収集運搬体制

避難施設開設、避難者数等の情報を把握し、平常時の収集ルートに避難施設を加え、生活ごみと併せて収集します。収集能力が不足する場合は、周辺自治体等に対して応援を要請します。

(4) 避難施設から排出されるごみの種類

避難施設から排出されるごみの種類は表 3-18 のとおりです。避難施設において、初動期は水や食料等の支援物資に伴う、ダンボールや容器包装等の廃棄物が多く発生し、徐々に衣類や日用品に伴う廃棄物が増加します。収集運搬車両や処理施設の被災状況によって、処理優先順位の高いごみから収集を行います。

表 3-18 避難施設から排出されるごみの種類

処理優先順位	分別区分	具体例	管理方法等
高   低	感染性廃棄物	注射器、血液の付着したガーゼ等	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。回収方法や処理方法は関係機関での調整が必要となる。専用容器に入れて分別保管し早急に処理
	し尿	携帯トイレ、紙おむつ等	携帯トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が必要だが、感染や臭気を考慮し、できる限り密閉し早急に処理
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	生ごみはハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し早急に処理
	可燃物	使用済ティッシュマスク、汚れた紙類布類、皮革製品等	
	飲食用缶	缶詰、乾パン等の容器	分別して保管し資源として処理
	プラスチック容器包装	食料や支援物資の包装等	
	ペットボトル	飲料の容器	
	段ボール新聞紙	食料や支援物資の梱包材	

第4節 仮設トイレ・し尿の処理

発災時には、公共下水道等が使用できなくなることが想定されるほか、避難施設から発生するし尿に対応するため、被災情報や避難者数を把握のうえ、仮設トイレを配置し、計画的な収集体制を整備します。仮設トイレの設置にあたっては、衛生面に配慮した対策を行います。

1 し尿収集必要量と仮設トイレ必要基数（下水道応急復旧班）

し尿収集必要量と仮設トイレ必要設置基数の推計方法を以下に示します。

総人口（人）	水洗化人口（人）	非水洗化人口（人）	水洗化率（％）
430,558	426,266	4,292	99.5※

※町田市下水道部資料 2024年4月1日現在

表 3-19 し尿収集必要量と仮設トイレ必要基数

断水率	避難者数（人） （A）	断水による仮設トイレ必要人数 ※1 （人）（B）	仮設トイレ必要人数 （人） 【A+B】	非水洗化区域し尿収集人口 ※2 （人）	し尿収集必要量 ※3 （kL/日）	仮設トイレ必要数 ※4 （基）
17.9%	38,941	34,701	73,642	3,904	131.9	940

<前提条件>

- ・断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する避難所は一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。
- ・断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。
- ・避難者数は、最大となる発生1週間後の人数を想定して算定する。

<推計方法>

※1 断水による仮設トイレ必要人数 = (水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)) × 断水率 × 1/2

※2 非水洗化区域し尿収集人口 = 非水洗化人口 - 避難者数 × (非水洗化人口 / 総人口)

※3 し尿収集必要量 = (仮設トイレ必要人数 + 非水洗化区域し尿収集人口) × 1日1人平均排出量(1.7ℓ/日)

※4 仮設トイレ必要数 = 仮設トイレ必要人数 ÷ 78.4人/基

参考：災害廃棄物対策指針 技 14-3（令和2年3月31日改定）をもとに算定

2 仮設トイレの設置（福祉班、下水道応急復旧班）

(1) 避難施設

被害状況を把握のうえ、下水道が使用できる地域の避難施設でマンホールトイレシステムが導入されている一部避難施設では、市が備蓄しているマンホールトイレを避難施設責任者と避難者が協力して設置します。また、下水道が使用できない地域の避難施設では、市が備蓄しているポータブルトイレ及び組立トイレを設置します。

(2) 避難施設以外

仮設トイレの配置計画に基づき、水道・下水道が被害を受けてトイレが使用できない地域に仮設トイレを設置します。なお、仮設トイレを設置する際には、高齢者、障がい者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を実施します。

設置予定場所	<input type="checkbox"/> 災害対策活動拠点	<input type="checkbox"/> 病院・福祉施設等
	<input type="checkbox"/> 仮設住宅地	<input type="checkbox"/> その他

(3) 仮設トイレの設置における留意事項

仮設トイレの設置・維持管理における留意事項は表 3-20 に示します。設置にあたっては、衛生対策や高齢者、障がい者、女性、子どもへの配慮が必要となります。仮設トイレが設置されるまでの数日から数週間は、災害用組立トイレや簡易トイレ等によって対応します。

表 3-20 仮設トイレの設置・維持管理における留意事項

注意事項	東日本大震災での対応事例等
衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレは水洗式と非水洗式があるが、衛生面を考慮すると水洗式が望ましい。但し、冬季は洗浄水凍結防止の不凍液が必要となる。 水が十分に確保できない状況では、手指の消毒液を設置する。 使用済みのトイレットペーパーを便槽に入れずにビニール袋等に分別することで汲み取りが必要となるまでの期間を延ばすことができる。 感染症予防のために、下痢の方専用のトイレを設置する。 男性用小便器のみの仮設トイレを設置する。 簡易トイレ（携帯トイレ）使用後は衛生面から保管に留意が必要となる。
高齢者、障害者、女性、子供への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレは、当初から女性用を別に設置し、女性用トイレの割合を増やすとともに、昼夜を問わず安心して利用できる環境を整備する。 仮設トイレは和式と洋式をバランスよく配備する。（使用する人により和式と洋式の要望は異なる） 高齢者や障がい者等の移動が困難な方には、簡易トイレ（携帯トイレ）が望ましい場合がある。 子ども用、高齢者用のおむつや、生理用品、子供用便座等を準備する。

設置するトイレの種類



仮設トイレ



簡易トイレ



組立トイレ



マンホールトイレ

(4) 仮設トイレが不足する場合

避難施設において仮設トイレが不足した場合、水道・下水道が被災していない地域の避難施設等に備蓄されている仮設トイレの移送を行います。

さらに不足が予想される場合は、協定に基づき、民間事業者へ簡易・仮設トイレの調達を要請します。

3 し尿収集運搬体制（下水道応急復旧班）

収集すべきし尿量、仮設トイレの容量等を想定し、し尿処理計画を策定します。仮設トイレからのし尿については平常時の収集運搬業者へ協力を依頼します。し尿の収集にあたっては、避難施設及び災害拠点病院を優先し、仮設トイレの設置状況、道路の被災状況、緊急輸送路等の的確な情報を把握し、実施します。

仮設トイレの設置による収集業務の増大により、し尿収集に支障を来す場合には、都及び近隣自治体等に支援を要請します。

4 し尿の搬入先（資源循環班、下水道応急復旧班）

し尿の搬入先は境川クリーンセンターになります。境川クリーンセンターの被災状況により処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受け入れに関する覚書」に基づき、東京都流域下水道の水再生センターに搬入します。被災状況によっては都への広域的応援体制の要請、近隣自治体等への搬入の要請を行います。

第4章 災害廃棄物処理実行計画等

第1節 災害廃棄物処理実行計画の策定

1 計画策定の目的と位置づけ

災害廃棄物処理実行計画（この項において「実行計画」という。）とは、発災後に災害廃棄物処理計画に基づき、被害の状況に応じて災害廃棄物をどのような手順で処理していくのかを示していくものです。

災害時には災害廃棄物の発生量や処理可能量を踏まえ、処理方法・処理体制等を定める必要があるため、実行計画を策定します。

実行計画は、災害廃棄物処理計画を基本とし、発災後に出される環境省災害廃棄物対策指針、東京都災害廃棄物処理計画を受けて、策定します。

2 計画の体系

実行計画には以下のことを記載します。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 災害廃棄物処理実行計画の策定の趣旨 | 3. 災害廃棄物処理の基本方針 |
| (1) 計画の目的 | (1) 基本的な考え方 |
| (2) 計画の位置づけと内容 | (2) 処理機関 |
| (3) 計画の期間 | (3) 処理の推進体制 |
| (4) 計画の見直し | 4. 災害廃棄物の処理方法 |
| 2. 被害状況と災害廃棄物の量 | (1) 被災家屋等の解体 |
| (1) 被害状況 | (2) 災害廃棄物の処理フロー |
| (2) 災害廃棄物の量 | (3) 災害廃棄物の集積 |
| | (4) 災害廃棄物の選別 |
| | (5) 災害廃棄物の処理・処分 |
| | (6) 広域処理 |
| | (7) 進捗管理 |

3 計画の見直し

計画策定後、災害廃棄物の処理を行う各過程において、災害廃棄物の量及び質に係る精査を行い、災害廃棄物の発生状況や処理状況、処理体制等について変更があった場合には、適宜計画の見直しを行い、適切かつ円滑・迅速な処理の実現を図ります。

第2節 災害廃棄物処理事業費

被災状況が深刻な場合、本市単独の財政支出のみでは、処理が困難となる場合が考えられます。その場合、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の申請を検討します。補助金の概要は以下のとおりです。

表 4-1 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の概要

	項 目	内 容
災害等廃棄物処理事業費補助金	対象事業	市町村（一部事務組合を含む）が災害、その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認められた仮設便所、集団避難施設等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（1947年法律第118号）に基づく避難施設の開設期間内のもの
	補助率	1 / 2
	その他	対象事業費の本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な負担は1割強程度となる。
	項 目	内 容
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設 ・ 浄化槽（市町村整備推進事業） ・ 産業廃棄物埋立処分場 ・ 広域廃棄物埋立処分場 ・ PCB 廃棄物処理施設
	補助率	1 / 2
	その他	地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の47.5%）があり、財政力補正により85.5%までとなる。

第3節 事務の委託及び事務の代替

本市が甚大な被害を受け、単独での災害廃棄物の処理が困難な場合は、都に事務の委託を依頼します。

また、特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置（既存の措置）が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件（処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等）を勘案して必要と認められる場合、環境大臣（国）が災害廃棄物の処理を代行できることが定められています。

町田市災害廃棄物処理計画

刊行物番号 24-58

編 集 町田市環境資源部環境政策課
〒194-8520
東京都町田市森野2-2-22
電話 042-724-4379

発 行 2025年1月

印刷・製本 町田市総務部総務課

